

第3部 計画の内容

- 1 基本理念と4つの基本目標
- 2 計画の体系図
- 3 今回計画で強調している視点
- 4 施策の展開
- 5 成果指標・活動指標一覧

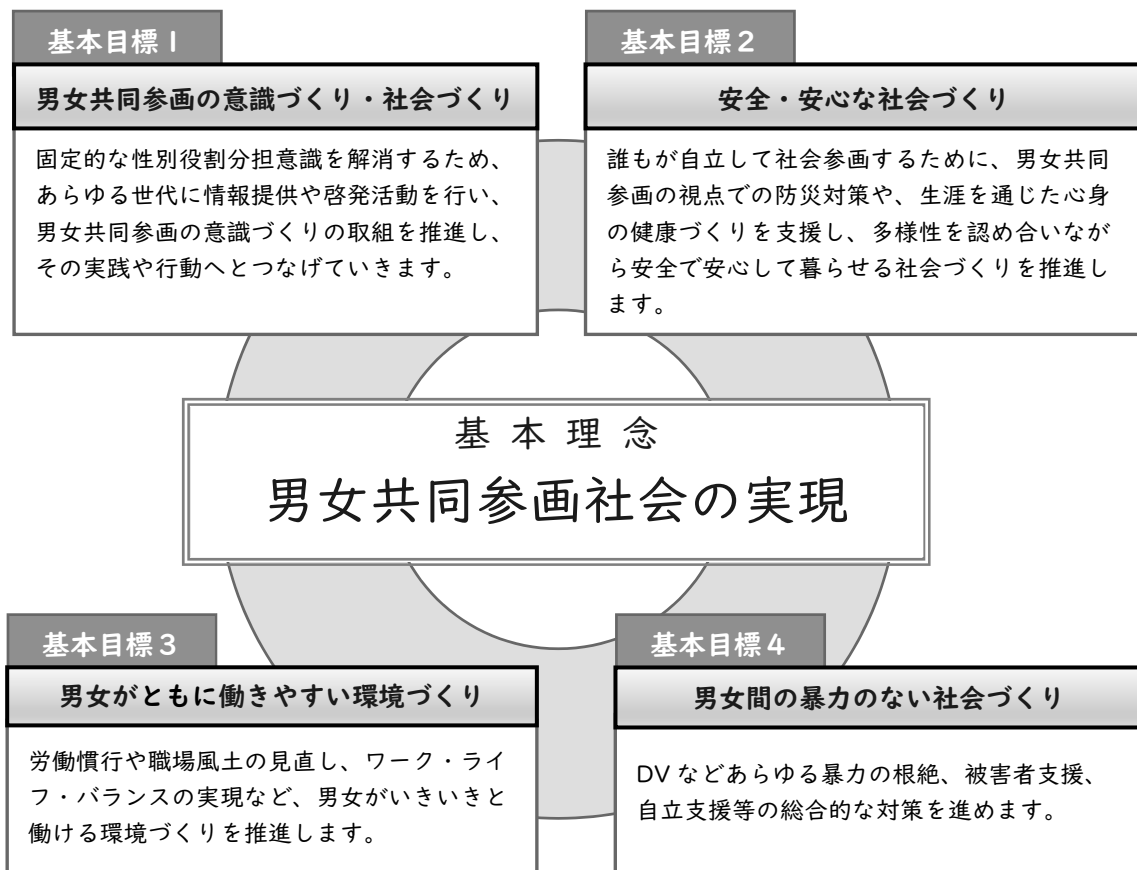
第3部

計画の内容

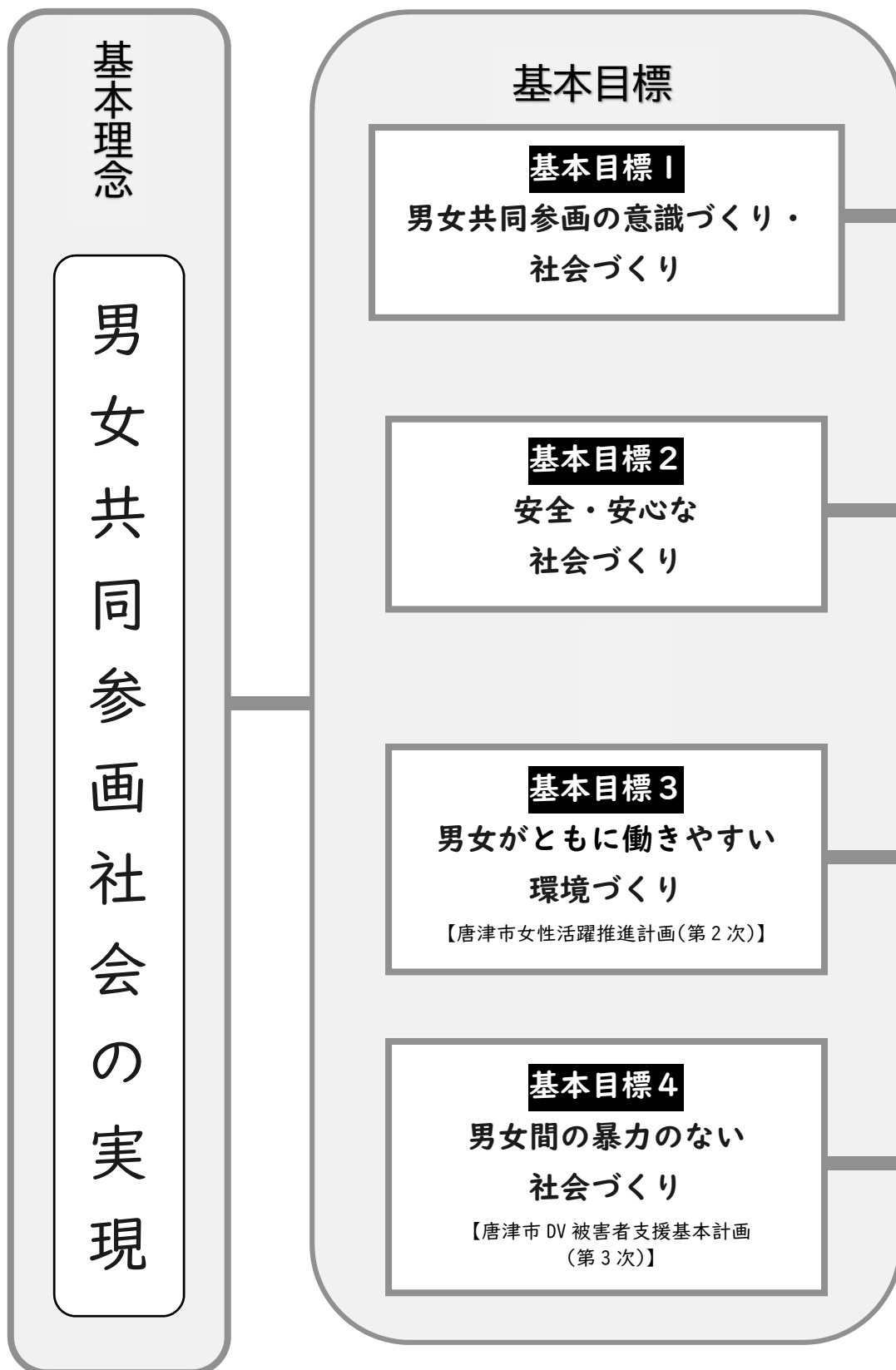
1 基本理念と4つの基本目標

唐津市では、これまでの計画に引き続き、男女共同参画社会基本法の理念を基に、女性も男性も、固定的な観念にとらわれず、一人の人間として自分らしく心豊かに生活できる社会をつくるため、互いに個性と能力を尊重し合い、ともに社会に参画し、その責任と義務を分かち合う「男女共同参画社会の実現」を目指します。

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定し、これまでの現状と課題を考慮して、計画を体系的に推進します。



2 計画の体系図





3 今回計画で強調している視点

基本目標1 男女共同参画の意識づくり・社会づくり

★ 施策の方向 (1) 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画社会の実現のためには、「男は仕事、女は家庭」など性別で役割を決める“固定的な性別役割分担意識”の解消が重要です。老若男女すべての人が、男女共同参画の意義と必要性を理解し、行動できるよう、家庭、地域、学校、職場での意識啓発に取り組みます。

★ 施策の方向 (3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって不可欠です。政策の立案から実施にわたるすべての過程に、男女共同参画の視点を取り入れるため、女性の登用促進に取り組みます。

基本目標2 安全・安心な社会づくり

★ 施策の方向 (1) 地域防災における男女共同参画の推進

自然災害が増加する中、国が作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を考慮して、地域防災における男女共同参画の推進に取り組みます。

基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり

★ 施策の方向 (1) 職場における男女共同参画と女性活躍の推進

共働き世帯が増加する中、男女がともに仕事と家庭・地域生活を両立させるためには、男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせません。男性中心型の労働慣行等を見直し、男女がともに働きやすい環境づくりを進めます。

基本目標4 男女間の暴力のない社会づくり

★ 施策の方向 (1) 男女間のあらゆる暴力の根絶

個人の尊厳を侵害する暴力は、性別にかかわらず、一人ひとりが自分らしく生活できる男女共同参画の妨げになります。暴力を未然に防止するため、意識啓発や情報提供の取組を強化します。

4 施策の展開

基本目標 | 男女共同参画の意識づくり・社会づくり

▼基本的な考え方

男女共同参画社会を実現するためには、すべての人が男女共同参画の理念を認識し、必要性を理解することが重要です。性別を意識したものの見方や考え方は、幼少期から家庭や学校、地域の中で無意識に身に付くものです。

性別で役割を決める固定的な性別役割分担意識を解消し、お互いを認め合い、多様な選択ができるよう男女共同参画の理解促進、教育・学習の充実に取り組めます。

また、地域や職場など社会のあらゆる分野で、政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって不可欠です。

これまで女性の参画が少なかった分野に女性が参画することで、多様な価値を反映した社会づくりが期待されます。

一人ひとりが自分らしく、性別や年齢にとらわれない男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き、男女共同参画の意識づくりに取り組めます。

▼施策の方向

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消
- (2) 幼少期からの男女共同参画意識の形成
- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (4) 市役所での取組強化

第3部 計画の内容

▼成果指標※1

指標名	現状値	目標値 (R6年度)	出典・根拠	計画体系
「男女共同参画社会」の認知度（意味を知っている、聞いたことがある）	79.9% (H30年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	1- (1)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別で役割を固定する考え方に反対する割合（反対、どちらかといえば反対）	62.3% (H30年度)	70%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	1- (1)
「男のくせに・女のくせに」、「男らしく・女らしく」などと言われて、嫌な気持ちになった中学生の割合	9.7% (H30年度)	0%	男女共同参画に関する中学生意識調査	1- (2)
審議会等委員に占める女性の割合	33.3% (H30年度)	40%(早期) 更に50%を目指す (女性委員がない審議会をなくす)	唐津市公的審議会等女性委員登用率	1- (3)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別で役割を固定する考え方に反対する市職員の割合（反対、どちらかといえば反対）	68.8% (H30年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための市職員意識調査	1- (4)

※1 5年後に目指す成果で、『何』を『どのくらい』にするかを表すものです。

施策の方向（1）固定的な性別役割分担意識の解消

▼現状と課題

市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成率』は2割強で、5年前・10年前の調査結果と比べて賛成率は低下傾向にあります。

しかし、地域で男女差を感じるような慣習や慣行として「行事の炊き出しやお茶出しなどは女性の役割になっている」など、従来の固定的な性別役割分担意識に基づいたものが未だに見られます。

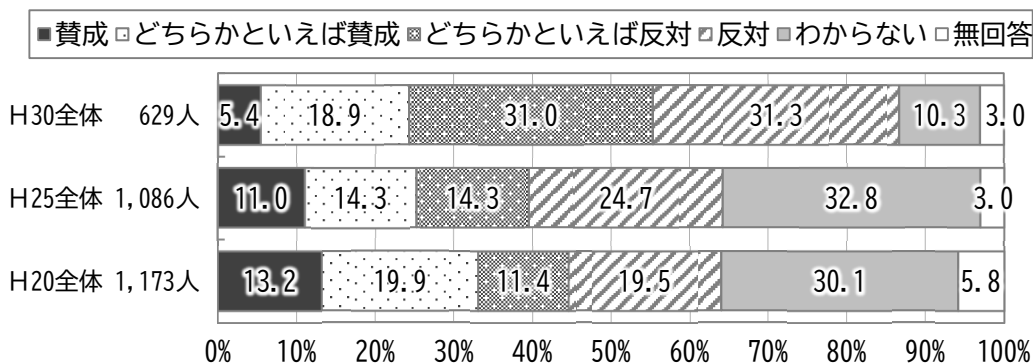
固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、なぜ男女共同参画が必要なのかを皆で理解し、共有することが重要です。

一方、「男女共同参画社会」という言葉の認知度は、平成30年度では約80%と、10年間で約50ポイント増加しており、男女共同参画の意識が徐々に浸透していることがわかります。

引き続き、男女共同参画に関する啓発活動や学習機会の充実に努めるとともに、さまざまな媒体を活用して、より効果的な広報と情報提供を行います。

また、男女共同参画に関する各種調査の実施や関連資料を収集することで、現状を把握・分析し、新たな取組につなげます。

【「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方の賛否】

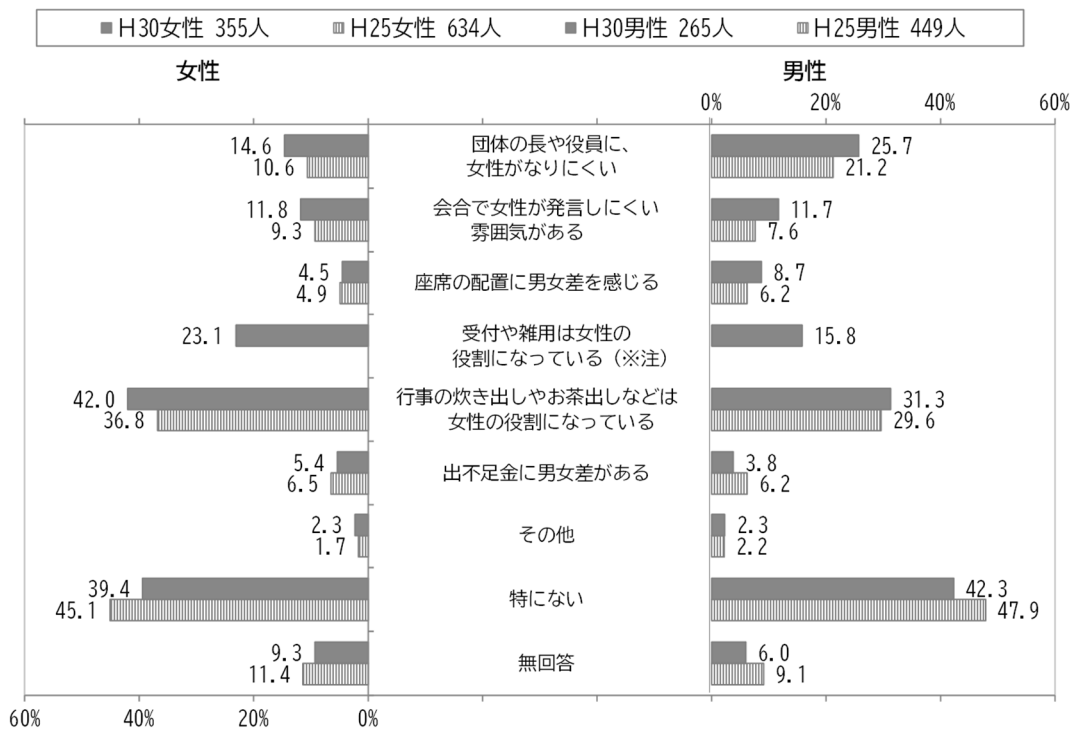


注)・H20及びH25では、設問「男は仕事、女は家庭だと思ふ」のもと、選択肢「わからない」は「どちらでもよい」として調査を実施

資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問1-(2)

第3部 計画の内容

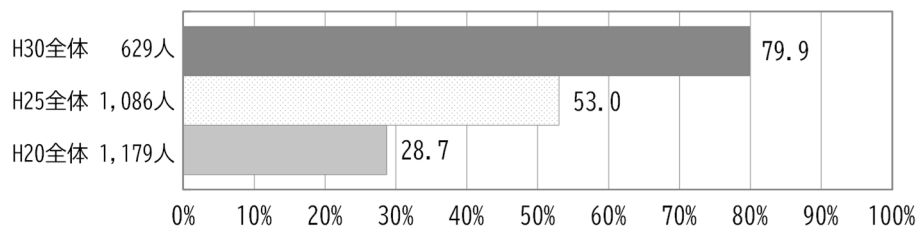
【地域で男女差を感じるような慣習や慣行があるか】



注)・「受付や雑用は女性の役割になっている」は、H30 から追加

資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問15

【「男女共同参画」の認知度】



注)・H20 及び H25 「知っている」、H30 「意味まで知っている」+「聞いたことがある」割合

資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問25

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①男女共同参画の意識啓発と情報提供		
フォーラム、講演会などの開催	・男女共同参画推進フォーラムへの支援、男女共同参画講演会などを開催する。	男女参画・女性活躍推進課
	・人権に関するフォーラムを開催する。	人権・同和对策課
	・人権標語を募集する。 ・公民館、地域、企業などで人権・同和教育研修や講座を開催する。	生涯学習文化財課
広報・啓発の促進	・男女共同参画週間、人権週間などの強調期間を中心に、市報、行政放送、ホームページなどで啓発を行う。	男女参画・女性活躍推進課
		人権・同和对策課
		生涯学習文化財課
市広報の表現方法の検討	・市報、行政放送、ホームページなどで、使用するイラスト・色など、男女共同参画の視点に立った表現に努める。	市政広報課
さまざまな手段を活用した意識啓発と情報発信	・配布物にはQRコードを付ける、企業や関係団体などの組織力を活用するなど、情報発信の方法を工夫する。 ・男女共同参画に関するパネルやチラシなどの情報発信コーナーを常設する。	男女参画・女性活躍推進課
	・人権パネル掲示や、人権作文の掲示を行う。 ・人権啓発懸垂幕を本庁・各市民センターに設置する。	人権・同和对策課
関連図書の展示・貸出	・男女共同参画コーナーを常設し、関連図書の展示・貸出を行う。 ・関連する出版物を積極的に収集し、担当課や市民に提供する。	近代図書館
施策②男女共同参画に関する調査、情報収集		
男女共同参画に関する調査の実施と情報収集	・国、県や民間の調査機関の統計や調査結果などを活用し、男女共同参画を取り巻く情勢を把握する。	男女参画・女性活躍推進課

第3部 計画の内容

▼活動指標※1

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
男女共同参画フォーラム、講演会などの参加者数	991人 (H30年度)	1,500人
人権フォーラムの参加者数	100人 (H30年度)	200人

▼関連計画

- ・唐津市人権教育・啓発基本方針

※1 基本目標を達成するために、『どのような活動』を『どのくらい行うか』を表すものです。

施策の方向（2）幼少期からの男女共同参画意識の形成

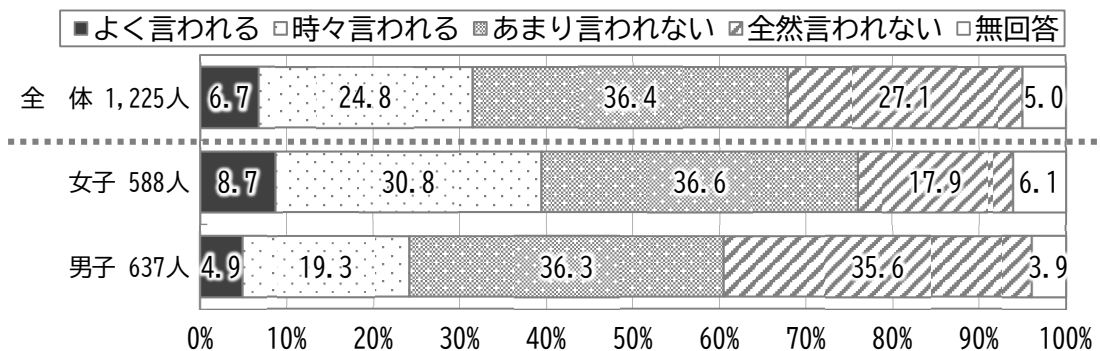
▼現状と課題

中学生意識調査では、「男らしさ」や「女らしさ」などを大人から、「よく言われる」「時々言われる」生徒が全体で3割強となっています。そのような「らしさ」を言う人は、家族をはじめ、「先生」、「知り合い」など中学生の身近な大人が挙げられています。

家庭や学校、地域では、無意識のうちに子どもたちに固定的な性別役割分担意識を植え付けてしまう可能性があることを、周囲の大人が認識することが必要です。

次世代を担う子どもたちが、個性と能力を発揮して、健やかに成長し、幼少期からの男女共同参画の理解や、将来を見通した自己形成ができるように、家庭や学校、地域で男女共同参画の推進に取り組みます。

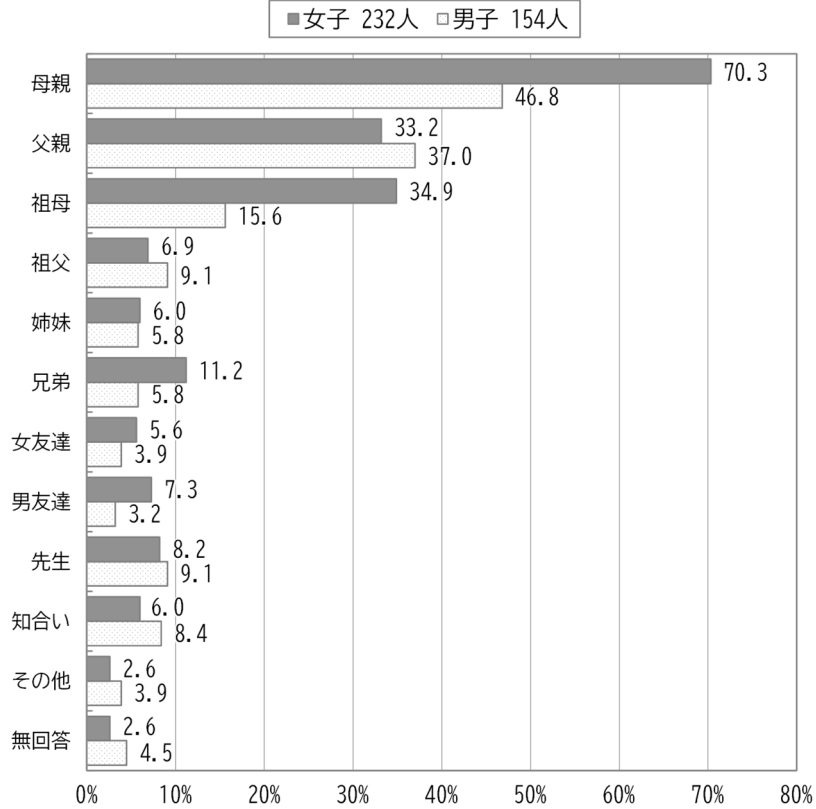
【「男・女らしさ」などを大人から言われる頻度】



資料：唐津市男女共同参画に関する中学生意識調査（平成30年）：問3

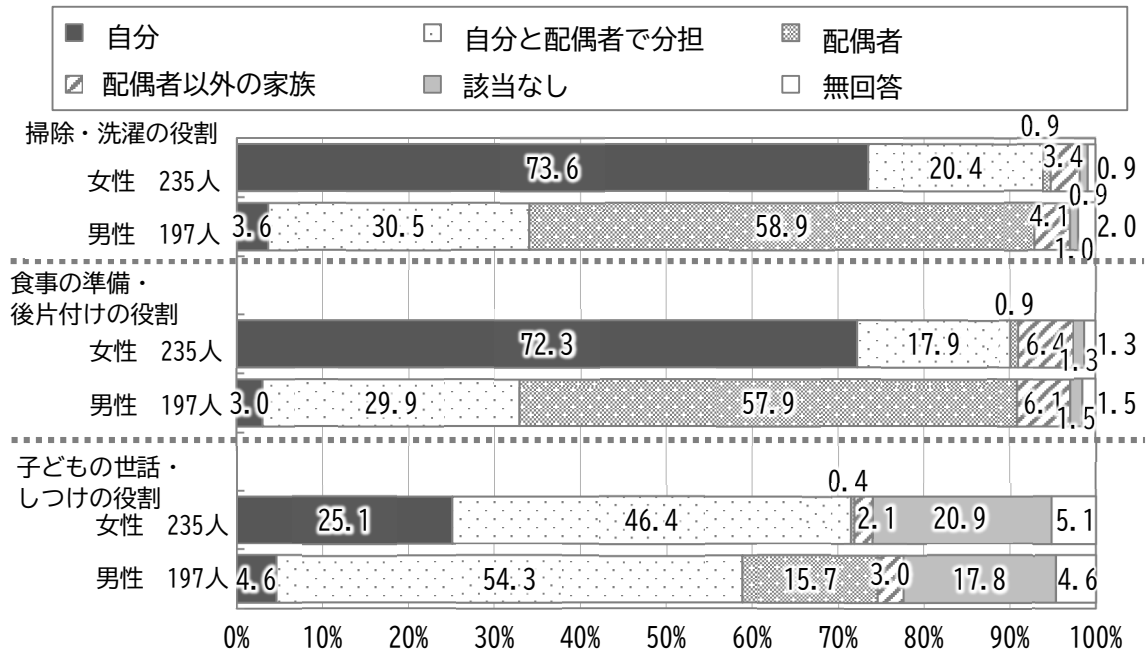
第3部 計画の内容

【「男だから・女だから」などと言う人】



資料：唐津市男女共同参画に関する中学生意識調査（平成30年）：副問5-1

【家庭の中での役割】



注)・選択肢「家族以外の人や、民間のサービス」は、回答が得られなかったため、除外。

資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問2-(1)(2)(7)

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①家庭や地域での男女共同参画の推進		
家庭に関わる意識の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事・育児・介護参画を促進する講座を開催する。 ・家族のコミュニケーションを高める講座を開催する。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・父親向けのミニブック（冊子）を配布し、子育ての意識啓発を行う。 ・夫婦で、妊娠・出産・子育てを学ぶ「もうすぐママパパサポート教室」を開催する。 	生涯学習文化財課
市民団体と連携した学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体などが開催する集会などと併せて、出前講座を開催する。 	男女参画・女性活躍推進課
子どもの体験活動に関わる地域のリーダー、子育て世代の親などへの男女共同参画の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の核となる公民館事業などを利用し、子どもの成長・発達の段階に応じた広報・啓発を行う。 	生涯学習文化財課
青少年にとって有害な環境の浄化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回及び相談、補導などの活動や、地域とともに見守り活動を行う。 	生涯学習文化財課
青少年の相談窓口を整備	<ul style="list-style-type: none"> ・6歳から19歳までの青少年とその家族の心の問題の相談や支援を行う。 	生涯学習文化財課

第3部 計画の内容

主な取組	内容	担当課
施策②学校等での男女共同参画教育の推進		
教職員の意識向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的な性別役割分担意識にとらわれない学校運営に努めるよう、校長研修会・教頭研修会などを通じて指導する。 ・ 男女共同参画の意識向上に向けた各種研修への参加を呼びかける。 ・ 女性リーダー育成に向けた意識づけを行う。 	学校教育課
学校での人権・男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校での男女混合名簿の導入を推進する。 ・ 各学校に対して、人権教育や道徳教育などにおいて男女共同参画の学習機会の充実を推進する。 	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権意識を高め、男女平等であることを低学年から身に付けられるように人権標語、人権ポスターを募集する。 	生涯学習文化財課 人権・同和対策課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校子育てサロンなどを通して、人権・男女平等教育の機会を作り、男女関係なく育児や保育を学ぶとともに、命の尊さなどを考える場を提供する。 	生涯学習文化財課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校で開催する子ども、保護者、教職員を対象とした研修会向けの補助教材や、講座の情報を提供する。 	男女参画・女性活躍推進課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
市民団体と連携した講座などの参加者数	635人 (H30年度)	700人
男性の家事・育児・介護参画を促進する講座の実施回数	32回 (H30年度)	40回

▼関連計画

- ・ 唐津市人権教育・啓発基本方針
- ・ 唐津市教育大綱

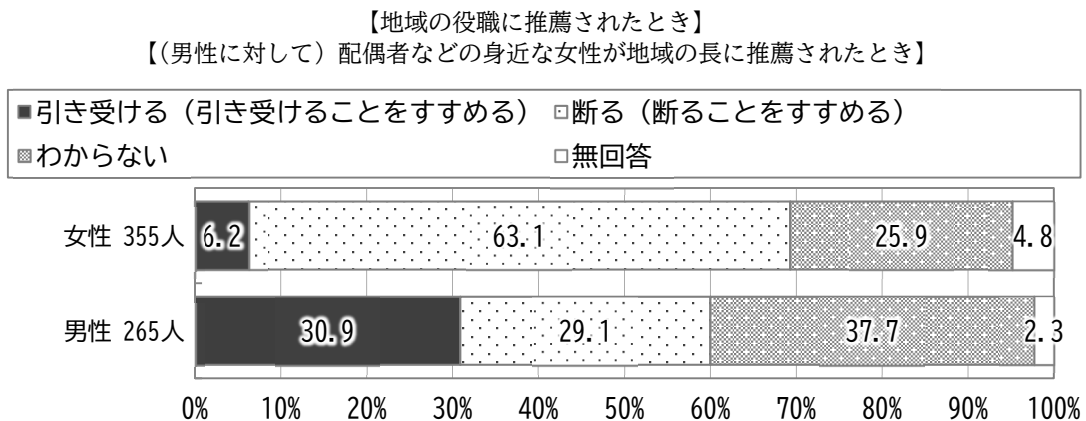
施策の方向（3）政策・方針決定過程への女性の参画促進

▼現状と課題

唐津市の公的審議会等の女性登用率は、男女共同参画行動計画（第3次）（平成27年度～令和元年度）の目標値40%以上に対して、平成21年度から3割前後と横ばいで推移しています（P.19参照）。教育委員や民生委員・児童委員は、男女比が同程度となっているものの、そのほかの委員は、いまだ女性が十分に参画しているとは言えない状況です。なお一層の女性の参画を目指し、引き続き登用率向上に向けた取組の推進が必要です。

一方、市民意識調査では、地域の役職に推薦された時に、女性は「断る」が6割強と、女性自身が消極的な傾向が見られますが、断る理由として「責任が重いから」「役職につく知識や経験がないから」が多く挙げられています。

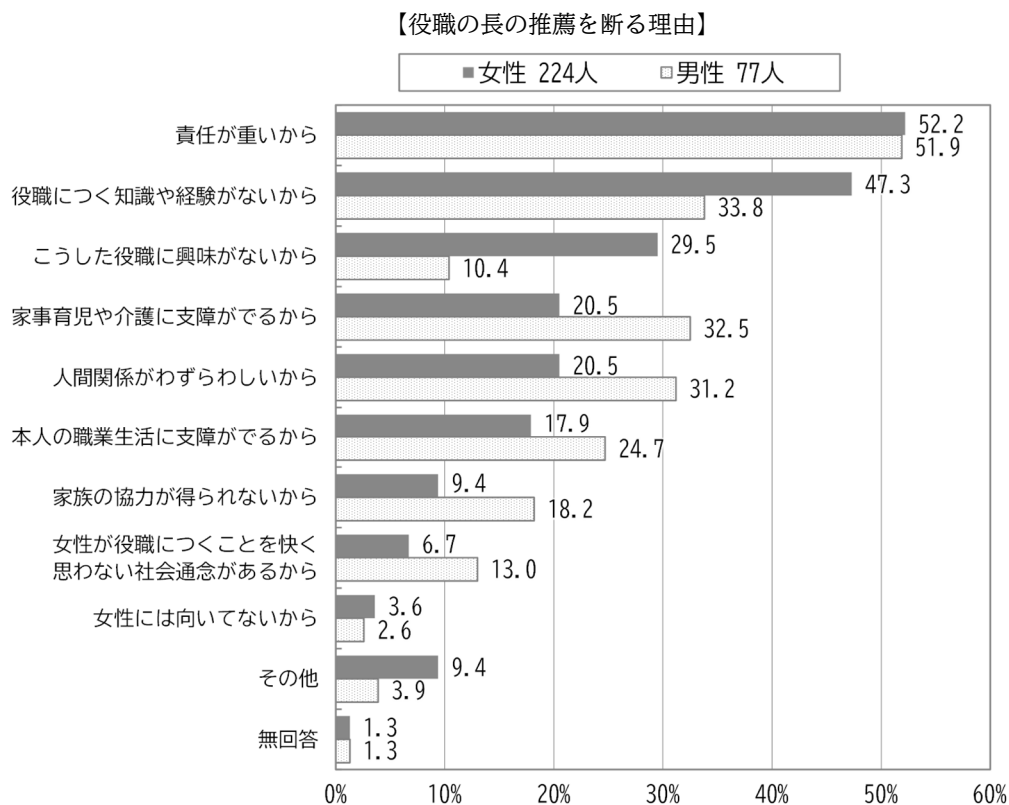
男女が社会の対等な構成員として政策や方針を決定する場で意見を述べ合うことで、多様な視点や価値を反映した社会を実現するため、公的審議会をはじめ、政治等あらゆる分野への女性の参画促進に取り組みます。



注)・凡例の()内は男性の回答を示す。

資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問17

第3部 計画の内容



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：副問17-1

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①公的審議会等への女性委員の登用促進		
女性委員登用に向けた意識啓発	・女性委員の登用が進まない審議会等に委員候補者の情報を提供するなど、登用を働きかける。	男女参画・女性活躍推進課
唐津市女性人材バンク登録者の拡大	・審議会等への女性委員候補として唐津市女性人材バンクの登録者の拡大に努める。	男女参画・女性活躍推進課

施策②あらゆる分野における女性の参画促進		
人材育成や女性参画促進のための講座や研修などの開催と情報提供	・あらゆる分野に女性が積極的に参加できるように、人材育成に向けた講座や研修の開催や情報提供を行う。	男女参画・女性活躍推進課
男女共同参画を推進する市民グループ、団体などとの連携強化	・地域で活動する団体と連携を強化して、公民館などで男女共同参画に関する講座を開催する。	生涯学習文化財課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
唐津市女性人材バンク登録者数	20人 (H30年度)	30人

施策の方向（4）市役所での取組強化

▼現状と課題

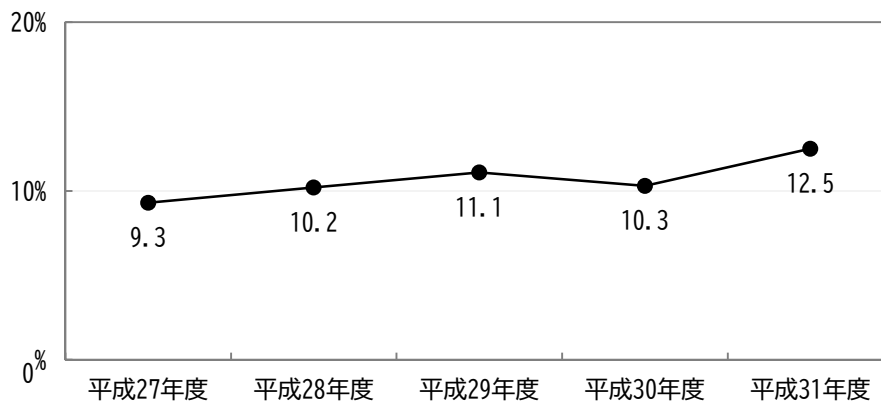
唐津市では、男女共同参画行動計画（第3次）（平成27年度～令和元年度）で、市職員における係長以上の女性職員の割合を目標値25%としてきましたが、平成31年度当初で19.4%と目標達成には至っていません。（P.19参照）

市職員は、行政施策を通じて男女共同参画の考え方を具体化する役割を担っています。

あらゆる分野の施策に男女共同参画の視点を反映させるため、職員一人ひとりが男女共同参画の意義や必要性の理解を深め、率先して行動することが重要です。

このため、職員に対する啓発と男女共同参画意識の徹底・向上に取り組めます。また、職員の意識向上をより具体的・実践的に進めるため、ワーク・ライフ・バランスの推進や管理職への女性の登用促進など、唐津市特定事業主行動計画に基づき、男女共同参画の模範となる組織づくりに取り組めます。

【管理職に占める女性の割合（唐津市役所）】



資料：唐津市人事課（4月1日現在）

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①男女共同参画の意識向上と女性活躍の推進		
男女共同参画の意識の徹底、向上	・職員の男女共同参画意識の徹底に向けた啓発・研修を行う。	人事課
管理職の女性職員登用の促進	・性別にかかわらず、意欲や能力、業務実績による適正な配置に努める。	人事課
セクシュアル・ハラスメントなどの被害者相談窓口の整備・周知	・職員相談員による相談受付など、総合的な課題の解決と職場環境の整備を行う。	人事課
ワーク・ライフ・バランスの推進	・業務の削減、超過勤務の縮減、休暇取得率の向上など働き方の見直しと、仕事と家庭・地域生活を調和する取組を進める。	人事課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
男女共同参画に関する職員研修の実施回数	1回 (H30年度)	毎年1回以上
管理職に占める女性の割合	12.5% (H31.4.1現在)	16%
男性職員の育児休業取得率	0% (H30年度)	5%
職員一人当たりの年次休暇取得率	55.5% (11.1日) (H30年)	65% (平均13日)

▼関連計画

- ・唐津市人材育成基本方針
- ・唐津市特定事業主行動計画

基本目標2 安全・安心な社会づくり

▼基本的な考え方

近年、集中豪雨や地震などの自然災害が増えており、市民の防災意識は高まっていると考えられますが、その一方で、避難所などで男女の異なるニーズや状況への配慮が十分でないこと、地域住民同士のつながりが希薄になっていることなどが指摘されています。

特に災害時は、平常時の社会の課題が一層顕著に表れるため、これまでの慣行や考えにとらわれない男女共同参画の視点で地域防災を考え、避難所運営マニュアルの設計や、ともに助け合う地域コミュニティを形成するなど、災害時に備えた意識の醸成と具体的な取組を検討します。

また、男女が生涯を通じていきいきと過ごすためには、心身の健康を保つことが重要です。特に女性は、妊娠・出産や特有のがんなどの健康問題に直面する可能性があります。一方、近年社会問題になっている自殺は、男性が多い傾向にあります。男女共同参画社会の実現に向けて、性の特性に応じた心身の健康づくりに取り組みます。

更に、女性は、出産・育児・介護などの事情で就業の中断を余儀なくされたり、非正規雇用労働者が多いことなど、男性に比べて貧困などの生活上の困難に陥りやすくなっています。こうした女性の貧困問題をはじめ、高齢者、障がいのある人、外国人及びLGBTs※1（性的少数者）であることなどを理由に、地域でさまざまな困難を抱える人が、日常に感じている不安や不便を軽減し、すべての人が自立した生活を送れるよう、環境整備に取り組みます。

※1 恋愛の対象が同性や両性である人や、生まれたときの性別に違和感を持つ人、性同一性障害の人など、性のあり方が多数の人たちと異なる人たちを総称して「LGBTs」（エル・ジー・ビー・ティー・ズ）と呼ぶことがあります。偏見や差別をなくし、正しい理解を深めることが必要です。

この計画では、「唐津市人権教育・啓発基本方針（平成31年3月策定）」に準じて、「LGBTs」と表記します。

▼施策の方向

- (1) 地域防災における男女共同参画の推進
- (2) 生涯を通じた心身の健康支援
- (3) 暮らしに困難を抱えた人への支援

▼成果指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)	出典・根拠	計画体系
消防団員に占める女性の割合	1.3% (H31年度)	2%	佐賀県内の女性団員の割合 2.3% (H31.4.1現在)に準じる	2-(1)
がんの検診受診率	子宮頸がん 42.3% 乳がん 25.3% (H30年度)	50%	唐津市保健事業 子宮頸がん 20歳以上 乳がん 40歳以上	2-(2)

施策の方向（1）地域防災における男女共同参画の推進

▼現状と課題

これまでの大規模災害の避難所生活では、平常時の固定的な性別役割分担意識が反映され、炊き出しなど女性の負担が大きかったこと、性別によって異なるニーズや状況への配慮が行き届かなかったこと、避難所でのDVや性被害の未然防止の必要性などが指摘されています。

国は、これまでの災害対策における経験をもとに、平成25年「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、地方公共団体が災害時に男女共同参画の視点で取り組む際の基本的事項を示しています。平成30年に策定された「唐津市地域防災計画」でも、市民に対する防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや、意思決定の場に女性の参画が重要であることなど、男女双方の視点に十分に配慮することが求められています。

このことから、女性の視点に立った避難所運営、防災対策の推進、防災会議や消防団など、防災組織への女性参画促進に取り組みます。

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①男女共同参画の視点に立った防災対策の推進		
市民の防災体制の構築の奨励や支援	・自主防災組織の設立や活動を支援する中で、出前講座などを通して、自主防災組織における男女共同参画の視点の必要性の周知に努める。	危機管理防災課
多様なニーズに配慮した避難所運営と物資の整備	・女性の専用物干し場、更衣室、授乳室及び男女別トイレの設置、生理用品・女性用下着（女性による配布）など、女性や子育て家庭に配慮した避難所運営に努める。	危機管理防災課
地域防災における男女共同参画の必要性の啓発・情報提供	・男女共同参画の視点を取り入れた、避難所運営のマニュアル作成や地域防災計画の周知を行う。	危機管理防災課
災害時・災害復興時の男女共同参画の取組に関する調査と情報収集	・国、県や他の自治体及び民間の調査機関の調査結果や事例などを活用し、災害時・災害復興時の取組について情報収集し、関係課に周知する。	男女参画・女性活躍推進課

主な取組	内容	担当課
施策②防災分野への女性の参画促進		
消防団への女性の参加促進の啓発	・ 予防活動、後方支援、避難所運営など活動の内容を具体的に周知しながら、消防団への女性の参加促進に向けた広報を行う。	地域消防課
防災分野への女性の積極的参加の啓発	・ 自主防災組織などへの女性の参画促進に努める。 ・ 自主防災組織による防災訓練や防災リーダー研修会などへの女性の参画の促進に努める。	危機管理防災課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
自主防災組織、住民向け防災説明会実施	15回 (H30年度)	15回

▼関連計画

- ・ 唐津市地域防災計画

施策の方向（2）生涯を通じた心身の健康支援

▼現状と課題

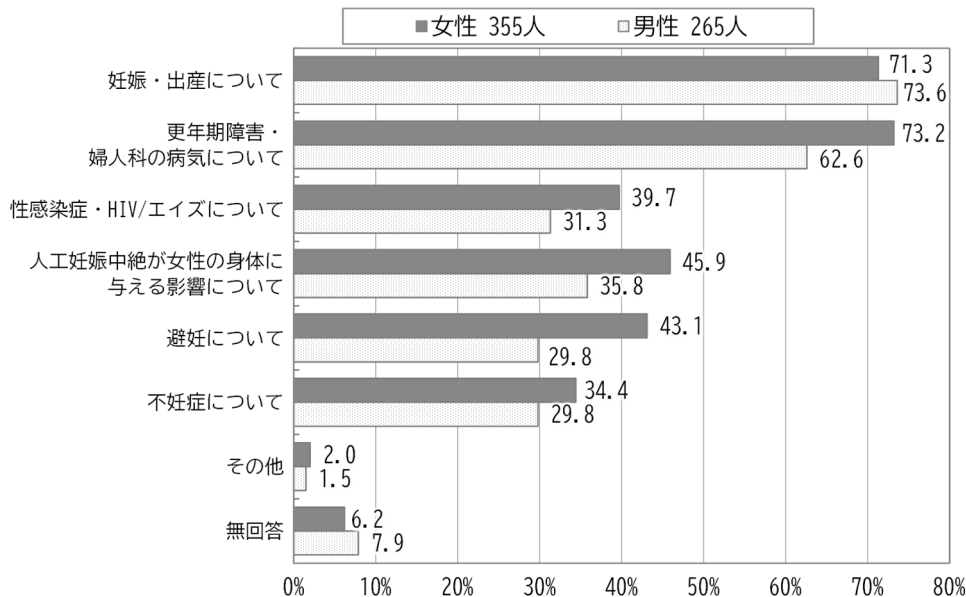
唐津市では、生活習慣病の予防や改善、健康づくりのための取組を計画的に実施していますが、女性は妊娠・出産や、特有の健康上の問題などに直面することに留意する必要があります。女性が安心して健康に生活できるように、子どもを産むかどうか、いつ何人子どもを持つかなど、すべてのカップルが責任をもって自由に決定し、そのための情報や手段を得ることができる権利「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。

市民意識調査の結果では、知っていた方がよいこととして、男女ともに「妊娠・出産」、「更年期障害・婦人科系の病気」を多く挙げています。働きながら妊娠・出産を迎える女性が増えていますが、母性を尊重され、安心して子どもを生むことができる環境を整備することは、女性の能力発揮の促進に加え、生涯を通じた女性の健康確保などの観点からも重要な課題です。

一方、近年社会問題になっている自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺者の男女比は男性が女性の3倍に上っています。市民意識調査では、「弱音を吐けないこと、悩みを相談できないこと」をつらいと感じる男性の姿がみられました。

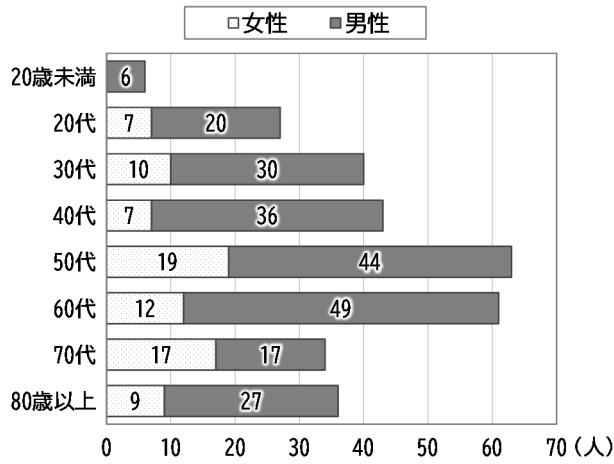
男女がともに健康を適切に管理・改善していくために、各種健康診査の受診促進や健康相談の充実など、性の違いに応じた心と身体健康づくりと、妊娠・出産に関する理解促進に取り組みます。

【女性の身体を守るために、知っていた方がよいこと】

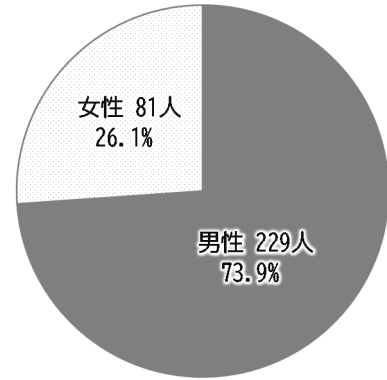


資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問13

【唐津市性別、年齢別自殺者数】

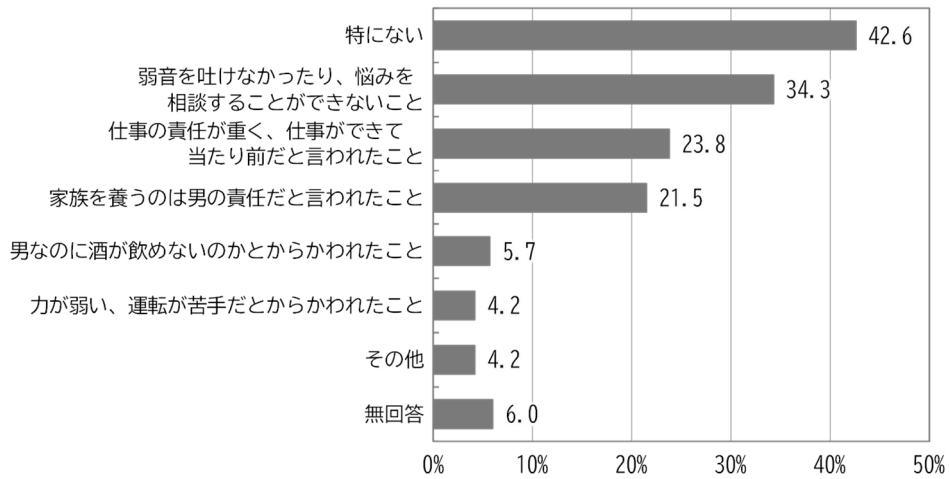


【唐津市性別自殺者数】



資料：唐津市自殺対策計画
・平成21年から平成29年自殺者の総数310人

【「男もつらい」と感じたことはあるか】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問14

第3部 計画の内容

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①性の違いに応じた心と身体健康づくりの推進		
身体健康づくりの場の確保	・生活習慣病予防のための、健康づくりを推進する。	保険年金課 保健医療課
特定健康診査※1などの各種健康診査の受診促進、特定保健指導の参加促進	・がん検診の受診を促進する。	保健医療課
	・特定健康診査の受診を促進する。 ・特定保健指導の参加を促進する。	保険年金課 保健医療課
健康相談の充実	・生活習慣病重症化予防のための保健指導を充実する。	保険年金課 保健医療課
	・高齢者が、介護を必要とせずに安心して生活できるよう健康相談及び介護予防のケアマネジメントなどの支援を行う。	高齢者支援課
薬物乱用防止対策の充実、喫煙・飲酒の人体への影響に関する知識の啓発	・広報誌やホームページなどを活用して人体への影響を啓発する。	保健医療課
メンタルヘルスケア※2、心の病を予防する対策の充実	・ゲートキーパー※3や民生・児童委員など地域での連携・協力による自殺予防の取組を行う。	保健医療課
県、医療、福祉、労働の各関係機関の連携強化と情報共有	・健康づくり推進協議会や健康づくりネットワーク会議等、関係団体等との連携強化と情報共有を進める。	保健医療課
健康づくりイベントの開催	・生活習慣病予防のため、各年齢層の体力に応じたスポーツ大会を開催し、市民の体力向上と健康づくりを推進する。	スポーツ振興課

※1 糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防するための健康診査です。

※2 メンタルヘルスは心の健康、ケアは手当のことです。

※3 自殺の危険を示すサイン（兆候）に気づき、適切に対応できる人のことです。

主な取組	内容	担当課
施策②妊娠・出産に関する理解の促進		
男女ともに妊娠、出産、産後への理解を深めるための意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族にも妊娠・出産・育児に関して理解を深めてもらうために、意識啓発を行う。 ・身体的にリスクが高い妊婦とパートナーを対象に妊娠届出時の面談や、訪問による指導を行い妊娠期から協力してセルフケアに取り組めるよう啓発を行う。 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の周知を行う。 	保健医療課
	<ul style="list-style-type: none"> ・働く女性の母性保護の啓発を行う。 	商工振興課
妊娠・出産・育児に関する相談・保健指導・健診の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診結果をもとに、指導や不妊・不育に関する相談支援、予期しない妊娠などに関する相談などを行う。 	保健医療課
母子保健対策事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠後期から産後（新生児早期）までの周産期医療体制を充実し、母親と子どもの健康を守る。 	保健医療課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
特定健康診査の受診率	41.3% (H30年度)	60%
特定妊婦※1の数 (支援計画を立てた数)	119人 (H30年度)	— ※2

▼関連計画

- ・からつ元気いっぱい健康プラン21
- ・唐津市自殺対策計画

※1 若年や経済的な問題、心身の不調などで、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことで。

※2 取組状況の把握に参考となる指標のうち、数値の増減で成果を表すことが適当でない指標は、目標値を「—」としています。

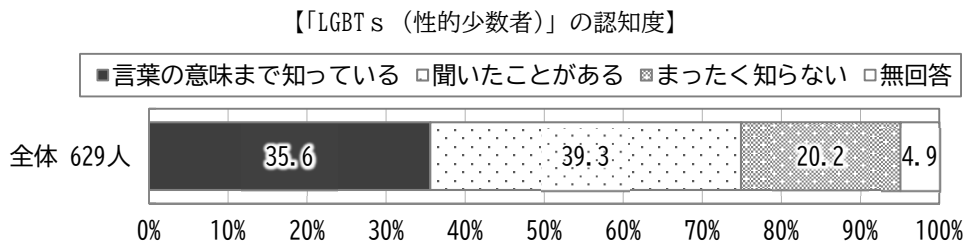
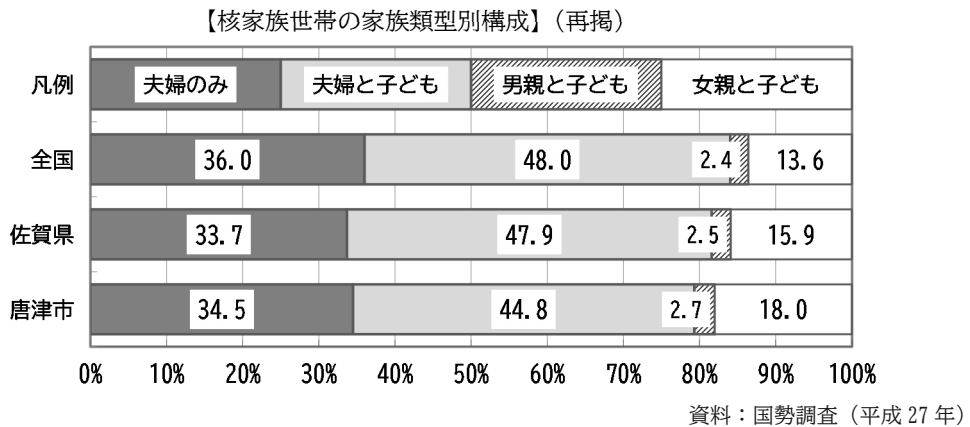
施策の方向（3）暮らしに困難を抱えた人への支援

▼現状と課題

女性は、出産・育児などで就業を中断する人や非正規雇用労働者が多い（P.16 参照）ため、男性に比べて安定した所得を得ることが難しくなっています。また、男女の置かれた状況の違いから、ひとり親、高齢者、障がいのある人、外国人などは、女性であるために貧困など一層困難を抱えることがあります。唐津市は、ひとり親世帯の割合が国や佐賀県と比較して高く、自立に向けた支援が必要です。

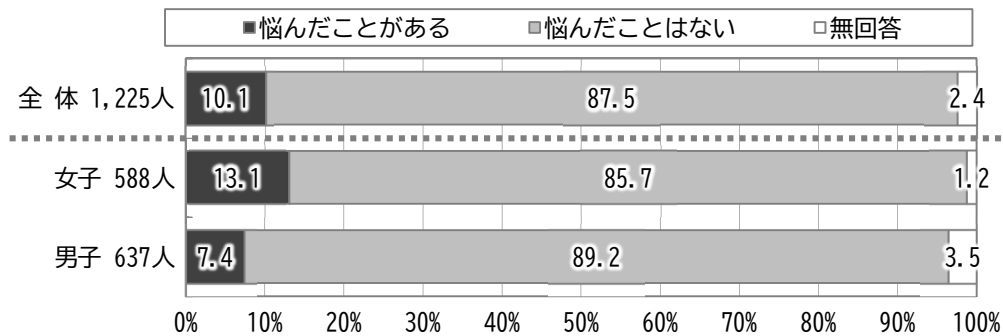
市民意識調査では、LGBTs の認知度は、「言葉の意味まで知っている」人は 4 割弱で、中学生意識調査では、「自分の身体の性や、心の性に悩んだことがある」と回答した生徒は約 1 割という結果が出ています。LGBTs の人は、周囲の理解不足や偏見などで、日常生活上の困難に直面することが多いと言われており、多様な生き方を理解し尊重する取組が、今後ますます重要になっています。

このため、さまざまな困難を抱えた人々が自立し、安心して暮らすことができる環境の整備と、あらゆる人の人権尊重に向けた意識啓発や情報提供に取り組みます。



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成 30 年）：問 22

【自分の身体の性、心の性に悩んだことがあるか】



資料：唐津市男女共同参画に関する中学生意識調査（平成30年）：問23

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備		
ひとり親家庭の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の生活の安定のため、就職に有利な資格取得に支援を行う。 ひとり親家庭の児童の進学、就職等資金の貸付けの支援を行う。 	子育て支援課
ひとり親家庭の居住支援	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯の優先入居（抽選回数2回）を実施する。 	建築住宅課
高齢者が安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の生活支援体制を整備する。 高齢者の見守り体制づくりを推進する。 在宅福祉サービスや施設介護の充実など、介護支援体制の充実に努める。 	地域包括支援課
		高齢者支援課
障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の生活を支援するとともに、その家族の身体的・精神的負担も軽減し、地域での生活を支援する。 専門の相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）が必要に応じて関係機関と連携し、サービスや機関・施設・関係団体や専門家などの社会資源の利用援助、情報提供などを行い、社会参加や自立を支援する。 緊急時の対応や、障がいのある人が単身であっても地域で安心して生活できるよう、「地域生活支援拠点等」の整備を進める。 	障がい者支援課

第3部 計画の内容

主な取組	内容	担当課
施策②性別にかかわらずあらゆる人の人権尊重に向けた意識啓発と情報提供		
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「同和問題啓発強調月間」、「人権週間」に広報活動、講演会、パネル展、懸垂幕設置などを実施する。 ・企業の社内研修などに講師を派遣して企業の人権意識を高める。 	人権・同和対策課
人権研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の人権問題や、障がいのある人との共生社会の実現のために関心と理解を深める人権研修の推進を行う。 ・性的指向や性自認等に関する問題に関心と理解を深める人権研修を行う。 	生涯学習文化財課
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局が設置する人権相談や、佐賀県 DV 総合対策センターが設置する LGBTs に関する相談窓口を、市ホームページや市報などで周知する。 ・民間の支援団体の情報提供を行う。 	人権・同和対策課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6 年度)
(ひとり親家庭) 自立支援教育訓練給付金受給者数	4 人 (H30 年度)	— ※1
(ひとり親家庭) 高等職業訓練促進給付金受給者数	23 人 (H30 年度)	— ※1
公民館などでの人権研修・講座の開催数	155 回 (H30 年度)	170 回

▼関連計画

- ・唐津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・唐津市地域福祉計画・唐津市地域福祉活動計画
- ・唐津市人権教育・啓発基本方針
- ・唐津市教育大綱
- ・唐津市障がい者基本計画・唐津市障がい福祉計画・唐津市障がい児福祉計画
- ・唐津市子ども・子育て支援事業計画

※1 P.51 ※2 参照

基本目標 3 男女がともに働きやすい環境づくり

▼基本的な考え方

人口減少社会を迎え、老年人口は増加し、年少人口・生産年齢人口は減少するなど、わが国の社会構造は大きく変化しています。唐津市も例外ではなく、一人暮らし世帯や核家族世帯が増加し、一世帯あたりの世帯構成員が減少することで、家庭生活における家族ひとりあたりの負担は大きくなっています。(P.13 参照)

共働き世帯が増加している一方で、家庭での掃除・食事の準備などの家事、育児や介護は、その多くを女性が担っており、働きながら家事・育児・介護をする女性にとって大きな負担となっています。

また、昇進や職場での研修の機会に男女差があるなど、女性の継続した就業やキャリアアップは、依然として男性と比較すると難しい状況にあります。このため、各個人の意識の向上だけでなく、男性中心型の労働慣行や長時間労働を前提とした職場風土を見直し、労働時間の短縮、柔軟な働き方や休暇制度など、就労環境の整備を推進します。

一方、農林水産業や、商工自営業に従事する人の就労状況は、仕事と家庭との区別が難しいことから、企業などで働く労働者とは別の視点で考える必要があります。

更に、以前より男性の家事や育児・介護への参加は増加傾向にありますが、女性の社会参加が進む中で、男女がともに仕事と家庭・地域生活を両立できるように、ワーク・ライフ・バランス※1の実現に向けて取り組みます。

▼施策の方向

- (1) 職場における男女共同参画と女性活躍の推進
- (2) 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

※1 ワーク・ライフ・バランスは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。

第3部 計画の内容

▼成果指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)	出典・根拠	計画体系
市内企業の管理職（課長職以上）に占める女性の割合	19.7% (H30年度)	25%	女性活躍推進に関する企業アンケート調査	3－（1）
女性活躍推進の取組を進めている企業の割合	41.7% (H30年度)	50%	男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査	3－（1）
女性農業委員数 (全19人)	2人 (H31年度)	7人	唐津市農業委員会	3－（2）
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度（意味まで知っている又は聞いたことがある）	63.3% (H30年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	3－（3）

施策の方向（1）職場における男女共同参画と女性活躍の推進

▼現状と課題

法律や制度によって、女性の働く環境は徐々に整備されてきましたが、未だに昇進・昇給や賃金など、性別による格差があります。

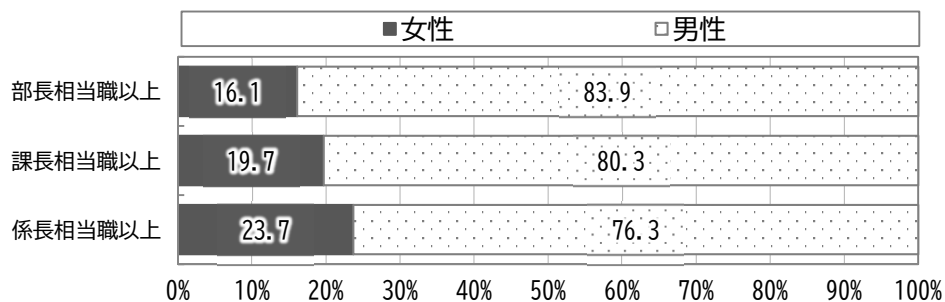
市内企業の係長相当職以上に占める女性の割合は、2割程度に留まっており、女性活躍推進に関する取組が進まない企業は、半数以上に上ります。共働き世帯が増える中、家事・育児・介護に考慮した配置や勤務時間の設定が求められています。

また、働くことを希望する女性の能力が十分に発揮できる社会を実現するため、女性活躍推進法では、労働者301人以上の事業所に一般事業主行動計画※1の策定を義務付けていますが、令和4年4月から計画策定等の義務が、常時雇用する労働者101人以上の事業所に拡大されます。

男女がともに働きやすい職場づくりのため、男性中心型の労働慣行の見直しや、女性の積極的登用など、経営者・管理職の意識改革に取り組みます。

更に、令和元年6月に労働施策総合推進法が改正され、職場でのパワーハラスメント防止対策が事業主の義務となり、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策も強化されました。唐津市では、ハラスメントに関する相談窓口の設置や、社内規定でハラスメント防止措置等に取り組んでいる企業もありますが、一方で、取組を進めることができていない企業は少なくありません。誰もが快適に働ける職場環境づくりのために、ハラスメント行為防止の啓発などに取り組みます。

【唐津市内企業における係長相当職以上に占める女性の割合】

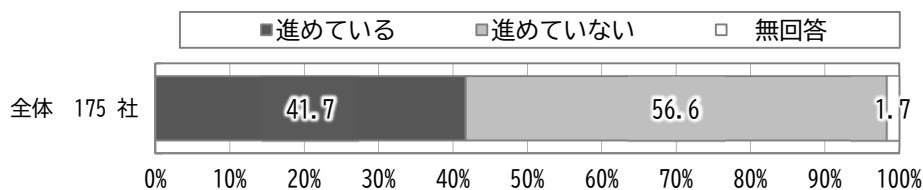


資料：唐津市女性活躍推進に関する企業アンケート（平成30年）：問4

※1 女性活躍推進法第8条に基づき事業主が定める計画で、自社の女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を踏まえて、計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施時期を盛り込んだものです。労働者への周知、外部への公表、都道府県労働局への届出のほか、自社の女性の活躍に関する情報公表などが義務付けられています。

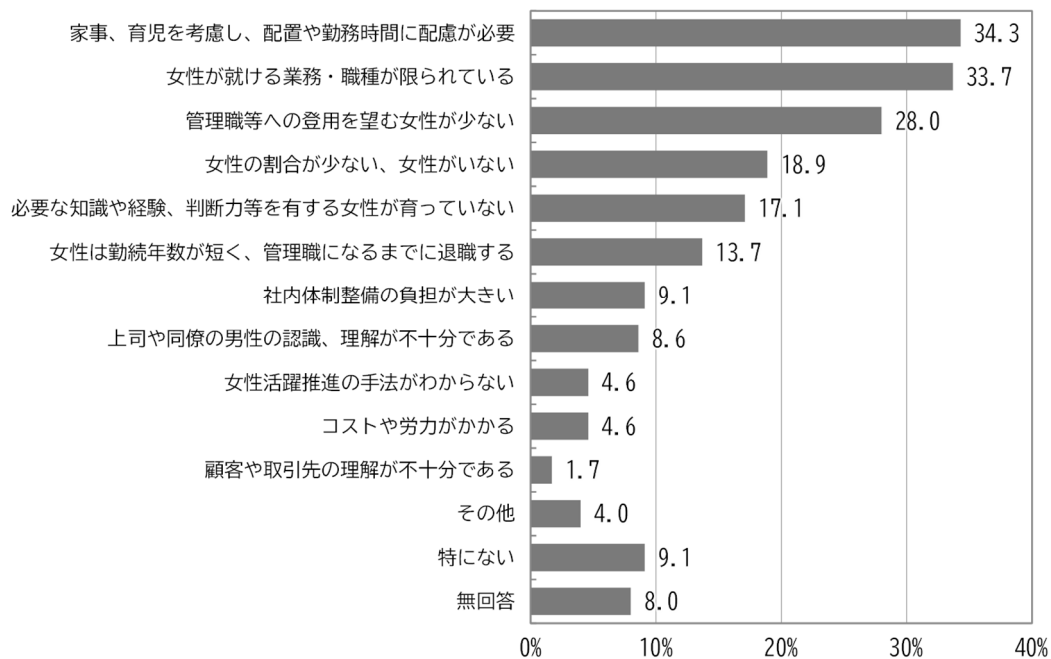
第3部 計画の内容

【女性活躍推進の取組状況】



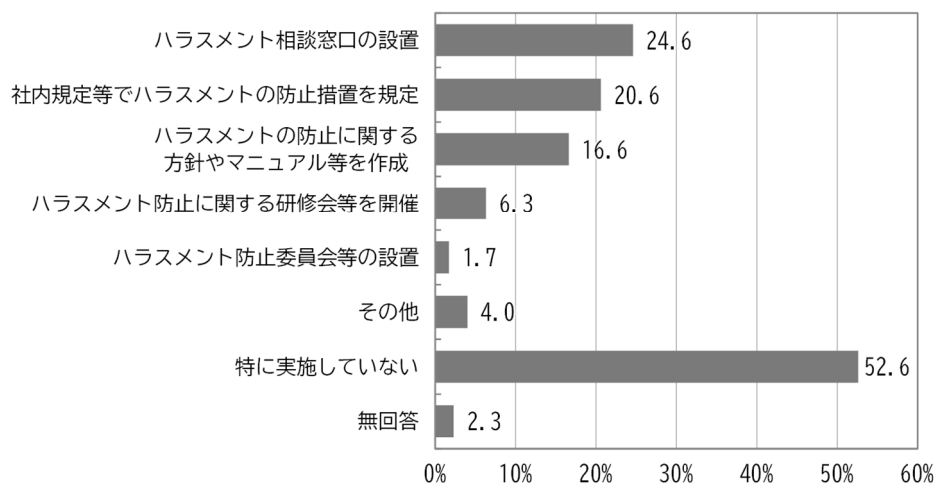
資料：唐津市女性活躍推進に関する企業アンケート（平成30年）：問7

【女性活躍推進への課題】



資料：唐津市女性活躍推進に関する企業アンケート（平成30年）：問8

【企業における各種ハラスメント対策の実施内容】



資料：唐津市女性活躍推進に関する企業アンケート（平成30年）：問16

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①男性中心型労働慣行等の見直しと女性の登用促進		
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの広報を行う。 ・女性の結婚・出産などを理由とする不利な扱いなど、差別的慣行の撤廃を推進する。 ・男女を問わない育児・介護休業制度などの普及や休暇を取りやすい職場環境づくりの啓発を行う。 	商工振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者や管理職の意識改革に向けた啓発や情報提供を行う。 	男女参画・女性活躍推進課
企業の取組促進に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の管理職登用や従業員の子育て・介護支援などの先進的な取組事例を市ホームページで発信する。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する情報提供を行う。 	商工振興課 男女参画・女性活躍推進課
施策②ハラスメント防止対策の推進		
ハラスメント防止対策の啓発・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・職場での各種ハラスメント防止対策の啓発や情報提供を行う。 	商工振興課 男女参画・女性活躍推進課
企業への人権教育啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業における身近な人権問題である「セクハラ」、「パワハラ」、「女性」、「高齢者」、「LGBTs」、「同和問題」そのほかの人権問題について、正しい理解と認識を得るために研修会などを開催する。 	人権・同和対策課 生涯学習文化財課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
市内事業所の「女性の活躍推進佐賀県会議※1」会員登録数	28事業所 (H30年度)	43事業所

※1 女性の活躍推進佐賀県会議とは、佐賀県内経済団体が中心となり、女性の活躍による地域経済の活性化を推進するために設置されたものです。佐賀県も経済団体等と連携し、推進しています。

施策の方向（２）農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進

▼現状と課題

唐津市の農家人口は13,518人（農林水産省「農林業センサス」：平成27年）で、うち女性は6,818人と全体の約半数を占め、経営者または家族従事者として生産や経営の重要な担い手となっています。しかし、農林水産業や商工自営業に従事する人は、時間的にも空間的にも仕事と生活の区別がつけにくく、特に女性は家事なども含め、長時間労働になりやすくなっています。性別や世代による固定的役割分担意識や、これに基づく慣習・慣行が根強く残っていることから、経営や意思決定過程に女性が参画することが難しくなっています。

女性が男性と対等に経営などに参画するため、一人ひとりの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりの促進や、女性の技術・能力向上に向けた情報提供などに努めます。

また、子育てや介護などで離職した女性の再就職に向けて、職業訓練などの能力開発や求人などの情報提供を行います。

そのほか、起業は、自分で就業時間や勤務場所を決めることができる点で、女性が働く上で課題となりやすい、出産・育児等との両立を可能にするひとつの働き方と考えられます。しかし一方で、女性が起業する際の課題として、家事や育児・介護との両立に加えて、ビジネスにおける知識や経験が不足していることなどが考えられます。このため、起業に関する制度や相談窓口などの情報提供など、起業に必要な支援に取り組みます。

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①働きやすい労働環境の整備促進と経営への女性の参画推進		
労働環境の整備促進	・農林漁業従事者の労働時間の適正化や定期的な休日取得など、職場環境の整備を指導する。	農政課 水産課
	・家族経営協定※1の普及や締結の支援を行う。 ・就業規則の改善を推奨する。	農政課 農業委員会
女性の参画促進に向けた情報提供	・国や県が主催する女性の経営参画促進に向けた講座などの情報提供を行う。	商工振興課 男女参画・女性活躍推進課
施策②女性の就業・起業支援		
再就職やスキルアップに関する情報提供	・関係機関と連携して就職・再就職・就業継続に関する支援制度などの情報提供を行う。 ・再就職支援セミナー、能力開発セミナーなどの情報提供を行う。	商工振興課 男女参画・女性活躍推進課
起業に関する情報提供	・起業支援に関する情報や融資制度などの情報提供を行う。	商工振興課
	・経営の多角化・複合化や6次産業化を促進する能力開発、起業支援を行う。	農政課
起業・経営相談窓口の開設	・起業前から事業拡大まで、経営上の問題解決に向けた相談窓口を開設し、支援する。	商工振興課
スキルアップの促進	・経営の多角化・複合化や6次産業化を促進する能力開発、起業支援に関する情報提供を行う。	農政課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
家族経営協定の締結数	167件 (H31.3月末)	197件

※1 家族経営協定とは、農業経営を担っている世帯員相互のルールを文書にして取り決めたものです。家族経営が中心の日本の農業に、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営における家族一人ひとりの役割と責任を明確にして、個人の意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

施策の方向（3）ワーク・ライフ・バランスの推進

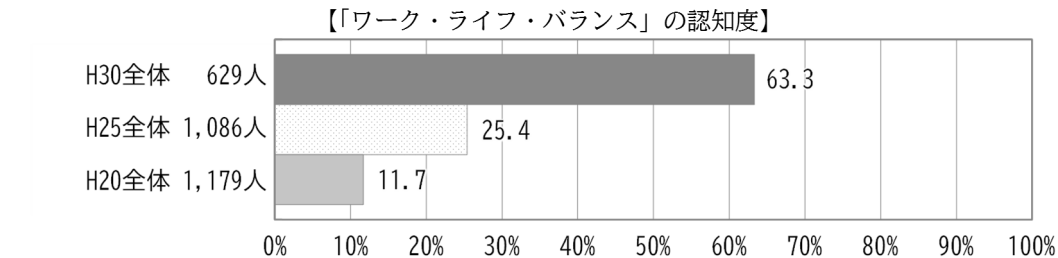
▼現状と課題

女性の社会参画を推進する上で、男女がともに仕事と家庭・地域生活を両立させることが重要です。

市民意識調査では、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度は6割強となっており、この10年間で知っている人が大きく増加していますが、掃除や洗濯、食事の準備・後片付け、日常の買い物などは、依然女性の負担が大きく、男女ともに仕事と家庭・地域生活のバランスが取れた生活とは言えない状況です。

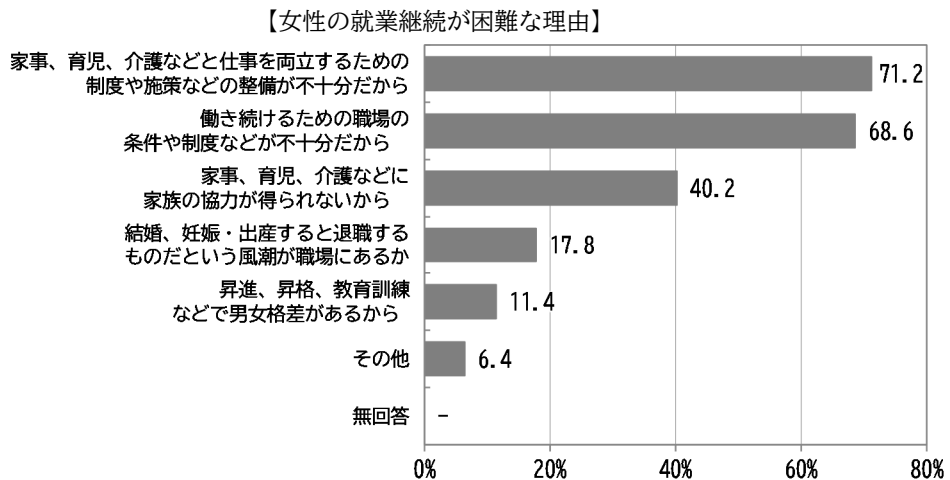
特に、子育てや介護は、家庭生活での大きな負担となり、女性が仕事を続けることが困難な理由として、上位に挙げられています。

男女がともに家族の一員として責任を担いながら、職業生活と家庭生活を両立させることができるように、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や情報提供を行います。また、育児、介護や病気の療養をしながら安心して働き続けられるように、子育て支援・介護支援などの更なる充実に取り組みます。



注)・※H20及びH25「知っている」、H30「意味まで知ってる」+「聞いたことがある」割合

資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問25-(2)



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：副問7-1

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供		
ワーク・ライフ・バランスの意識啓発・情報提供の実施	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行う。 先進的取組事例の紹介や情報提供を行う。 	商工振興課 男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> 長時間労働の是正や育児・介護休業法などの制度内容を周知する。 	商工振興課
多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> 企業に多様な働き方の情報提供を行う。 短時間勤務やフレックスタイム※1など多様な働き方を実践している企業の事例紹介や情報提供を行う。 	商工振興課
施策②仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備		
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 未就学児の一時預かり事業、延長保育、休日保育、障がい児保育、病後児保育などを充実する。 放課後児童クラブの整備を進め、充実する。 保育所、認定こども園等の整備と運営体制を充実する。 多様な働き方に対応した保育情報を提供するなど育児相談を充実する。 唐津市子ども・子育て支援事業計画を推進する。 NPO 法人唐津市子育て支援情報センターなど育児支援に関わる団体への支援を充実する。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> 安心して子どもを産み育てられるよう育児相談などを充実する。 電子母子手帳（からっっこアプリ）やパンフレットなどで、子育て情報を提供する。 	保健医療課

※1 総労働時間の枠内で、労働者が各日の始業・終業時刻を自主的に決定して働く制度です。

第3部 計画の内容

施策②仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備		
介護支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・無理のない介護・看護のための工夫や制度の情報提供を行う。 ・介護者の悩み軽減のため相談体制を充実する。 ・介護者同士が情報を交換し、互いに支え合えるネットワークづくりを推進する。 ・介護支援の環境整備や相談体制を充実する。 	高齢者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護の悩みや施設入所、介護予防など高齢者に関する相談体制を充実する。 ・介護サービスや生活支援などに関する情報提供を行う。 	地域包括支援課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
放課後児童クラブの利用が必要だが利用できない児童数	50人 (R1.5月現在)	0人

▼関連計画

- ・唐津市子ども・子育て支援事業計画
- ・唐津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・からつ元気いっぱい健康プラン21

基本目標 4 男女間の暴力のない社会づくり

▼基本的な考え方

暴力は、性別や加害者、被害者の立場を問わず、決して許されるものではありません。

配偶者や交際相手からの暴力を指すDV（ドメスティック・バイオレンス）※1、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会の実現に向けて、克服すべき重要な課題です。

特にDVは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害で、家庭内で行われるため、発見が困難な上に、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、暴力がエスカレートして被害が深刻化する傾向にあります。被害者の多くは女性で、その根底には女性の人権の軽視があると言われています。

このような状況を改善していくために、まずはDVを正しく理解し、個人のみではなく社会の協力が得られるように、意識啓発や情報提供、若年層への予防教育を推進する必要があります。

また、被害者が安心して相談できる窓口の整備や、被害者を発見し保護するための緊急体制、自立に向けた支援の充実など、さまざまな庁内の部署や庁外の関係機関との連携を強化しながら、男女間の暴力のない社会の実現に取り組みます。

▼施策の方向

- (1) 男女間のあらゆる暴力の根絶
- (2) 相談体制の整備と被害者支援の充実
- (3) 被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化

※1 DVは「男女間、配偶者間などの親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」を指します。配偶者暴力防止法には、「被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難な女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げになっている」と明記されていますが、近年は女性から男性への暴力、同性パートナー間の暴力なども問題になっています。

第3部 計画の内容

▼成果指標

指標名	現状値	目標値 (R6 年度)	出典・根拠	計画体系
夫婦間における次のような行為を“暴力”と認知する人の割合 ①【精神的暴力】友人関係や電話を細かく監視する ②【経済的暴力】必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】避妊に協力しない	① - % ② - % ③ - % ※1	①~③ 100%	調査対象としていなかったが今後認知度を上げること で認識の向上を促進する。	4 - (1)
「DV」の認知度（意味まで知っている又は聞いたことがある）	88.9% (H30 年度)	100%	男女共同参画社会 づくりのための市 民意識調査	4 - (1)
「デート DV」の認知度（言葉も内容も知っている又は言葉は知っている）	52.3% (H30 年度)	60%(早期) 更に 100%を 目指す	男女共同参画に関 する中学生意識調 査	4 - (1)

※1 現状値の把握ができないものは「-」で表示しています。

施策の方向（1）男女間のあらゆる暴力の根絶

▼現状と課題

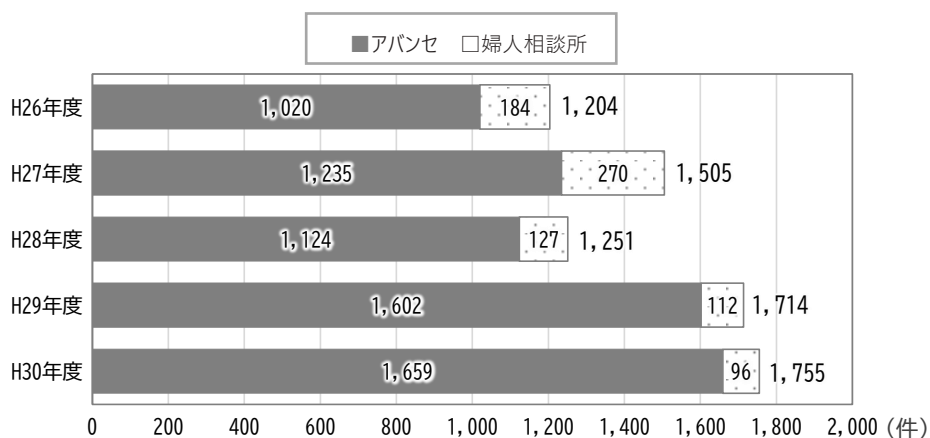
DVをはじめとする暴力は、個人の尊厳を侵害するもので、性別にかかわらず、一人ひとりが自分らしく生活できる男女共同参画社会の実現の妨げになります。

佐賀県及び唐津市のDV被害の現状として、佐賀県配偶者暴力相談支援センターや唐津市女性総合相談窓口への相談件数は年度によってバラつきがあるものの、佐賀県警察本部のDV事案取扱件数が平成30年度に過去最多となるなど、被害は増加傾向にあります。

また、市民意識調査では、配偶者やパートナーから何らかの暴力を受けたことのある人の割合は、2割弱と少なくありません。配偶者間のみならず、中学生や高校生などの若い世代のデートDVも問題となっており、中学生意識調査では、割合は高くないものの、デートDVを受けたことがあると回答した生徒が見られました。

男女間の暴力を未然に防止するとともに、暴力を早期に発見し、適切な支援につなげることが必要です。このため、すべての人がDVへの理解を深めるとともに、若い世代へのDV予防教育を充実し、誰も被害者にも加害者にもならないための意識啓発と情報提供を一層推進します。

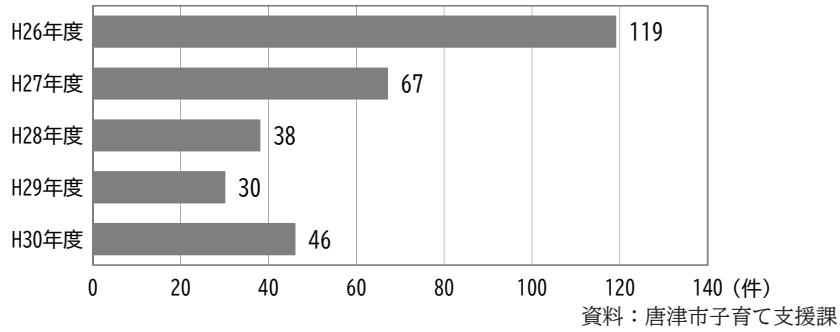
【佐賀県配偶者暴力相談支援センターへのDV相談件数の推移（佐賀県全体）】



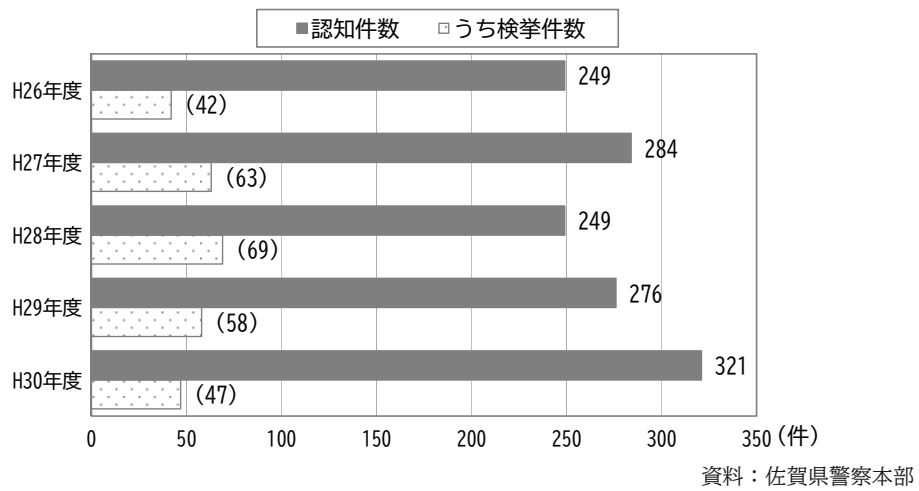
資料：佐賀県こども家庭課、佐賀県男女参画・女性の活躍推進課

第3部 計画の内容

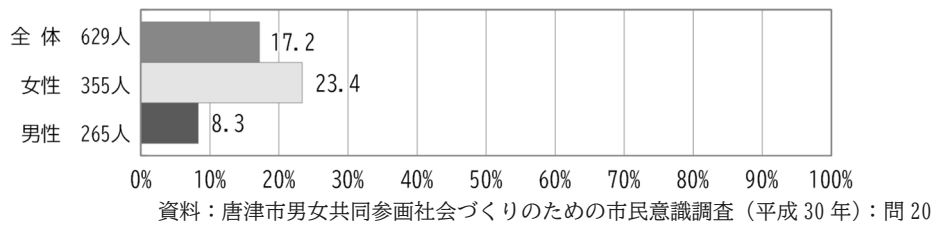
【唐津市女性総合相談窓口へのDV相談件数の推移】



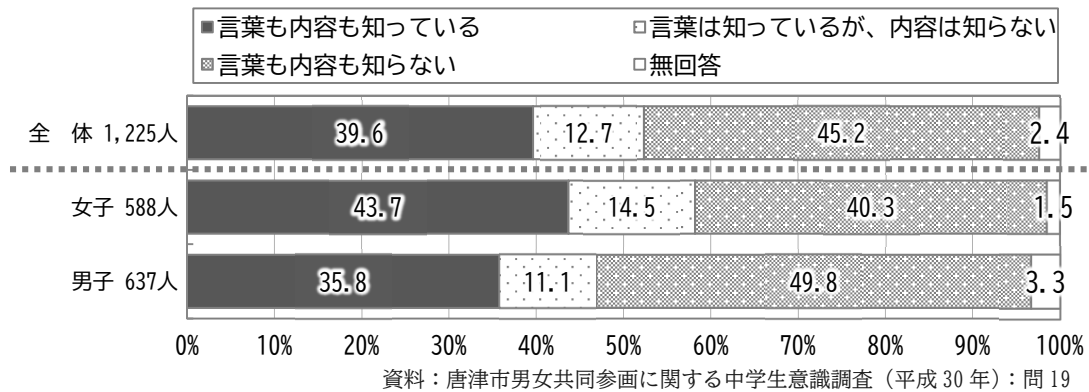
【DV事案の取り扱い件数の推移（佐賀県全体）】



【何らかのDVを受けたことがある】



【「デートDV」の認知度】



▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①暴力防止に向けた意識啓発と情報提供		
広報・啓発活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市報、行政放送、ホームページなどを活用した情報発信を積極的に行う。 ・DVの正しい理解を促進するため、講演会や講座を開催する。 ・街頭やイベントなどで啓発物を配布し、広く市民への意識づけを行う。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での対応時に、必要に応じて、パンフレットの配付を行い、意識啓発・情報提供などを行う。 	高齢者支援課 障がい者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対するDVを含む虐待の防止に関して啓発などを行う。 	高齢者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人に対するDVを含む虐待の防止に関して啓発などを行う。 	障がい者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・DVを含むあらゆる人権問題の正しい理解と認識及び解消に向けて、社会・同和教育指導員による講座などを活用しながら啓発と情報提供を行う。 	生涯学習文化財課
	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画コーナーを常設し、関連図書の展示・貸出を行う。 ・関連する出版物を積極的に収集し、市民への提供を行う。 	近代図書館
災害時・復興時の女性に対する暴力防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座や研修などで、性犯罪やDVなど、災害時・復興時の女性に対する暴力防止対策の必要性を周知する。 	危機管理防災課
施策②若年者に対するDV予防教育の推進		
DV予防教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県DV総合対策センターが行うDV未然防止教育事業を市内の小中学校に周知する。 ・若い世代に向けた啓発や情報発信を行う。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会・同和教育指導員を講師として派遣し、市民に対する人権啓発事業を実施する。 	生涯学習文化財課
	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校高学年や中学生などに、デートDV防止の啓発を行う。 	学校教育課

第3部 計画の内容

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
DV防止啓発セミナーなどの参加者数	48人 (H30年度)	80人

▼関連計画

- ・唐津市避難所運営マニュアル
- ・唐津市地域防災計画

施策の方向（2）相談体制の整備と被害者支援の充実

▼現状と課題

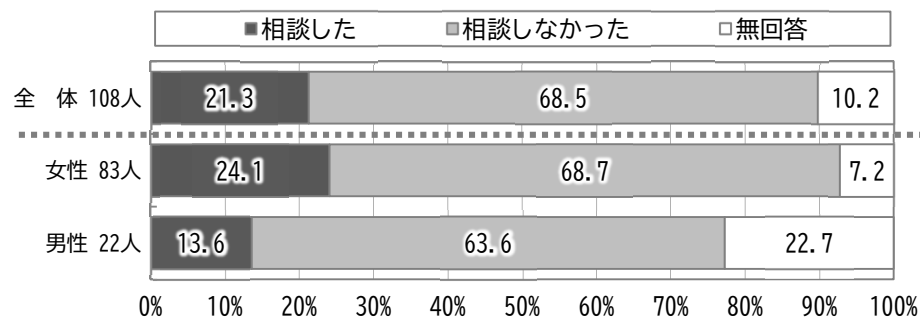
市民意識調査では、DVの被害にあった人のうち、「誰かに打ち明けることができなかつた・相談しなかつた」人は約7割となっており、DVを受けた人の多くが、誰にも相談することができず我慢していることが分かりました。また、「男女間の暴力防止のために必要なこと」として、男女ともに「被害者が安心して相談できる窓口の確保」を最も多く挙げています。DVの被害者は、女性だけでなく、男性や、子ども、中学生・高校生などの若い世代に加え、高齢者、障がいのある人、外国人、LGBTsの人なども含まれています。このため、誰もが安心して相談できる体制の整備と相談窓口の周知に取り組めます。

また、緊急時の被害者支援には、関係機関との連携による安全な避難場所の確保が必要です。被害者の安全を守るため、加害者への住民基本台帳の閲覧制限など、被害者情報の徹底管理と二次被害の防止に向けて、従事する職員の意識向上にも取り組めます。

更に、DV被害者の自立した生活の支援には、仕事や住宅、生活費の確保、子どもの就学問題など、課題が多く分野にまたがり、さまざまな手続きが必要となります。このため、住宅確保、就労・就学に向けた支援、精神的な支援など関係部署が連携し、被害者の自立に向けて切れ目のない支援を行います。

また今後は、DV根絶のために、加害者が暴力的な態度から脱却できるように支援することも求められています。

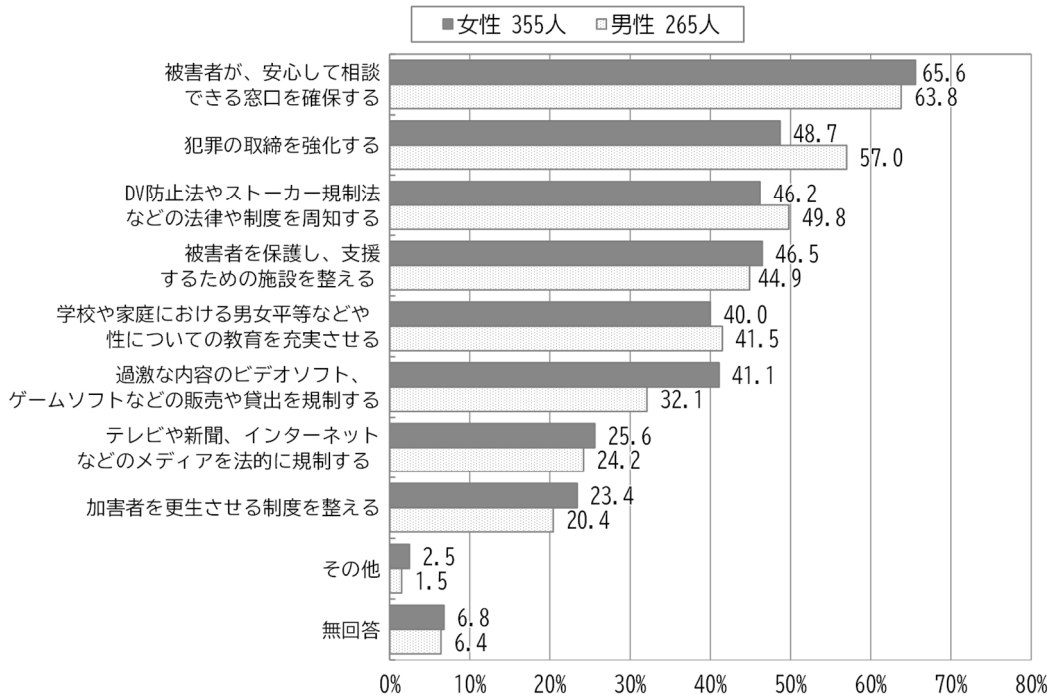
【DVをされたときの相談状況】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：副問20-(1)

第3部 計画の内容

【男女間における暴力防止のために必要なこと】



▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①相談体制の整備と相談窓口の周知		
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> 唐津市女性総合相談窓口を市ホームページ、市報、リーフレットなどで周知する。 市ホームページや市報、リーフレットなどで、佐賀県DV総合対策センターが設置している男性・LGBTsのDV被害者や、加害者全般の相談窓口を周知する。 国や関係機関が作成した外国人向けのリーフレットなどを配布して、相談窓口を周知する。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所や市内の部署と連携して、DVや児童虐待などの相談窓口を周知する。 	保健医療課
	<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人佐賀県国際交流協会と連携して、外国人向けのDV防止と相談窓口の広報などを行う。 	国際交流・地域づくり課

主な取組	内容	担当課
施策①相談体制の整備と相談窓口の周知		
あらゆる人に対する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の手続きを1つの窓口で行うワンストップ窓口の導入を検討し担当者を限定するなど、プライバシーの確保に配慮して、被害者が安心して相談できる体制を充実する。 ・相談内容に応じて迅速かつ適切に対応できるように相談員の資質向上に努める。 ・日本語での相談が困難なときは、佐賀県や民間団体と連携し、外国語での相談に対応可能な相談窓口へとつなぐ。 ・児童虐待の通告からDV発見につながるケースが増加しているため、子どもとその家庭等に専門的な支援を総合的かつ継続的に行う体制を整備する。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達に伴うさまざまな困りごとや悩みに対応した相談窓口につなげるなど、乳幼児期の相談体制を充実する。 ・乳児全戸訪問、養育訪問で子育ての状況を把握し、適正な相談と支援を行う。 ・妊娠期からDVや虐待の予防につなげるため、妊娠届出時に支援者の有無や心身の問題など、子育て環境の聞き取りを十分に行い、必要に応じて継続した相談対応などを行う。 	保健医療課
	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がいのある人に対しては、手話通訳や要約筆記で対応するなど、あらゆる障がいの特性に応じた相談体制を充実する。 	障がい者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者からの相談は、必要に応じて地域包括支援センターなどと連携し、相談体制を充実する。 	地域包括支援課

第3部 計画の内容

主な取組	内容	担当課
施策②被害者の安全確保の徹底		
情報の管理意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV 被害者関連窓口用手続き」の更新と活用を徹底する。 ・被害者情報の管理徹底と二次被害防止※1のため、職員を対象とした研修を実施する。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や保育所・認定こども園・幼稚園など関係機関との情報共有にあたっては、被害者と子どもの情報管理を徹底する。 	子育て支援課 学校教育課
安全確保の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の個人情報保護を徹底する。 ・被害者に対して、本人通知制度※2 や支援措置制度※3 の情報提供を行う。 ・本人通知制度※2 を市報や市のホームページなどで周知する。 	市民課
施策③被害者支援の充実		
公営住宅応募における入居資格の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者が公営住宅を申し込む際、入居資格審査の優遇措置を行う。 	建築住宅課
子どもへの配慮や支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の子どもが保育所などへの入所や学校への就学及び転校するときは、情報伝達を徹底するなど十分に配慮するとともに、円滑に就学や保育を受けることができるよう配慮し、就学援助などの支援を行う。 	子育て支援課 学校支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・特に県外から避難した被害者で、妊婦や乳幼児を抱えている人の、個人情報守秘の徹底や健康診査、予防接種、育児相談などが適切に受診できるように配慮する。 	保健医療課
就業支援制度に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員による就業や職業訓練の情報提供など、自立に向けた相談に対応する。 	子育て支援課

※1 行政の窓口や相談機関などでの被害者に対する不適切な対応によって、DV で傷ついた被害者が更に傷つくことです。

※2 住民票の写しなどが第三者から請求されたときに、本人に請求があったことを通知する制度です。

※3 DV 加害者に被害者の情報が知られないように、被害者の住民基本台帳の閲覧や住民票・戸籍の附票の写しの交付を制限する制度です。

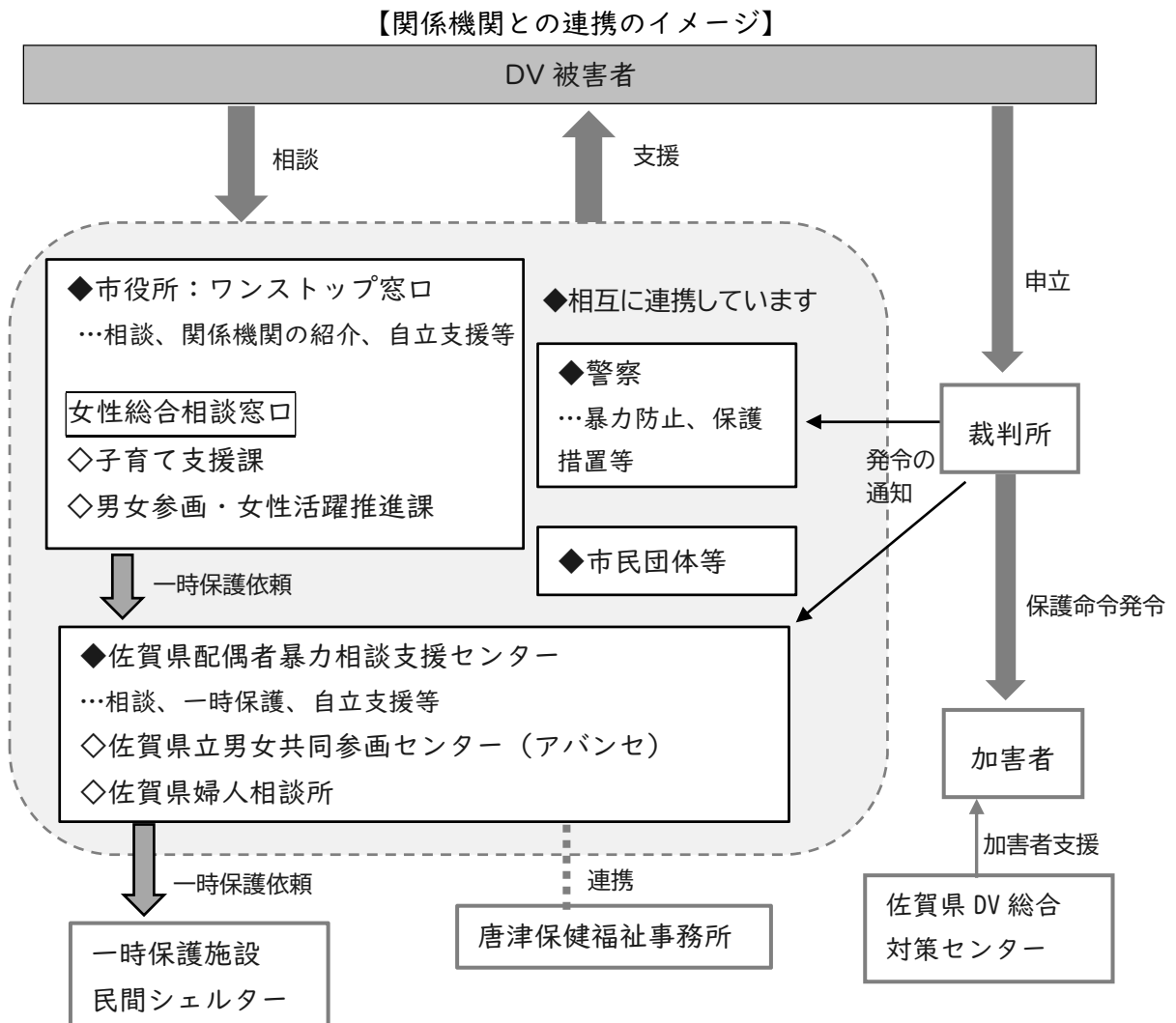
施策の方向（3）被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化

▼現状と課題

DV被害者の早期発見のためには、被害者を発見しやすい立場にある医療機関や保健、福祉、教育機関などの協力が必要不可欠です。

また、被害の早期発見だけでなく、保護や自立支援などでも、被害の状況や被害者の置かれた環境はさまざま、関係する庁内の部署や庁外の関係機関が多岐にわたるため、関係機関との連携強化が重要になっています。

DV被害者の保護・支援を円滑に行うため、関係機関が共通の理解と認識を持ち、情報管理の徹底と、相談・保護・自立支援という段階に応じた切れ目のない確実な連携を強化します。



第3部 計画の内容

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①関係機関との連携強化		
関係機関との連携体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・県や関係機関等と連携し、情報交換、ケース検討などを行いながら実態の把握に努め、さまざまなケースに対応する。 	子育て支援課 関係課
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に応じて、迅速で適切に対応できるよう、児童相談所、警察などの関係機関や民間団体などと情報の共有や協力体制を強化する。 ・緊急時や夜間の相談には、警察や婦人相談所と連携するとともに、被害者に関する情報を共有し、一時保護施設に入所するまでの被害者やその子どもなどの安全を確保する。 ・医療・介護関係者や民生・児童委員、保育・学校関係者などと連携して情報を共有し、被害者の早期発見に努める。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係部署間の情報交換や検討会議を年1回以上行い、連携体制を強化する。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコールや薬物依存と関連した相談窓口の周知を行うとともに、専門の相談機関との連携を強化する。 	保健医療課
苦情に対する適正な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・保護・支援をする職員の対応などに被害者から苦情が寄せられたときは、適切な対応に努めるとともに庁内での情報共有と必要に応じた改善を行う。 	子育て支援課

5 成果指標・活動指標一覧

(1) 成果指標一覧

5年後に目指す成果で、『何』を『どのくらい』にするかを表すもの

指標名	現状値	目標値 (R6年度)	出典・根拠	計画体系
基本目標1 男女共同参画の意識づくり・社会づくり				
「男女共同参画社会」の認知度（意味を知っている、聞いたことがある）	79.9% (H30年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	1- (1)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別で役割を固定する考え方に反対する割合（反対、どちらかといえば反対）	62.3% (H30年度)	70%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	1- (1)
「男のくせに・女のくせに」、「男らしく・女らしく」などと言われて、嫌な気持ちになった中学生の割合	9.7% (H30年度)	0%	男女共同参画に関する中学生意識調査	1- (2)
審議会等委員に占める女性の割合	33.3% (H30年度)	40%(早期) 更に50%を目指す (女性委員がない 審議会をなくす)	唐津市公的審議会等女性委員登用率	1- (3)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別で役割を固定する考え方に反対する市職員の割合（反対、どちらかといえば反対）	68.8% (H30年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための市職員意識調査	1- (4)
基本目標2 安全・安心な社会づくり				
消防団員に占める女性の割合	1.3% (H31年度)	2%	佐賀県内の女性団員の割合 2.3% (H31.4.1 現在) に準じる	2- (1)
がんの検診受診率	子宮頸がん 42.3% 乳がん 25.3% (H30年度)	50%	唐津市保健事業 子宮頸がん 20歳 以上 乳がん 40歳以上	2- (2)

第3部 計画の内容

指標名	現状値	目標値 (R6年度)	出典・根拠	計画体系
基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり				
市内企業の管理職（課長職以上）に占める女性の割合	19.7% (H30年度)	25%	女性活躍推進に関する企業アンケート調査	3- (1)
女性活躍推進の取組を進めている企業の割合	41.7% (H30年度)	50%	男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査	3- (1)
女性農業委員数 (全19人)	2人 (H31年度)	7人	唐津市農業委員会	3- (2)
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度（意味まで知っている又は聞いたことがある）	63.3% (H30年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	3- (3)
基本目標4 男女間の暴力のない社会づくり				
夫婦間における次のような行為を“暴力”と認知する人の割合 ①【精神的暴力】友人関係や電話を細かく監視する ②【経済的暴力】必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】避妊に協力しない	① - % ② - % ③ - % ※1	①~③ 100%	調査対象としていなかったが今後認知度を上げることで認識の向上を促進する。	4- (1)
「DV」の認知度（意味まで知っている又は聞いたことがある）	88.9% (H30年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	4- (1)
「デートDV」の認知度（言葉も内容も知っている又は言葉は知っている）	52.3% (H30年度)	60%(早期)更に100%を目指す	男女共同参画に関する中学生意識調査	4- (1)

※1 P.66 ※1参照

(2) 活動指標一覧

基本目標を達成するために、『どのような活動』を『どのくらい行うか』を表すもの

施策の方向	指標名	現状値	目標値 (R6年度)
基本目標1 男女共同参画の意識づくり・社会づくり			
(1) 固定的な性別役割分担意識の解消	男女共同参画フォーラム、講演会などの参加者数	991人 (H30年度)	1,500人
	人権フォーラムの参加者数	100人 (H30年度)	200人
(2) 幼少期からの男女共同参画意識の形成	市民団体と連携した講座などの参加者数	635人 (H30年度)	700人
	男性の家事・育児・介護参画を促進する講座の実施回数	32回 (H30年度)	40回
(3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	唐津市女性人材バンク登録者数	20人 (H30年度)	30人
(4) 市役所での取組強化	男女共同参画に関する職員研修の実施回数	1回 (H30年度)	毎年1回以上
	管理職に占める女性の割合	12.5% (H31.4.1現在)	16%
	男性職員の育児休業取得率	0% (H30年度)	5%
	職員一人当たりの年次休暇取得率	55.5% (11.1日) (H30年)	65% (平均13日)
基本目標2 安全・安心な社会づくり			
(1) 地域防災における男女共同参画の推進	自主防災組織、住民向け防災説明会実施	15回 (H30年度)	15回
(2) 生涯を通じた心身の健康支援	特定健康診査の受診率	41.3% (H30年度)	60%
	特定妊婦の数 (支援計画を立てた数)	119人 (H30年度)	— ※1

※1 P.51 ※2 参照

第3部 計画の内容

施策の方向	指標名	現状値	目標値 (R6年度)
基本目標2 安全・安心な社会づくり			
(3)暮らしに困難を抱えた人への支援	(ひとり親家庭) 自立支援教育訓練給付金受給者数	4人 (H30年度)	- ※1
	(ひとり親家庭) 高等職業訓練促進給付金受給者数	23人 (H30年度)	- ※1
	公民館などでの人権研修・講座の開催数	155回 (H30年度)	170回
基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり			
(1)職場における男女共同参画と女性活躍の推進	市内事業所の「女性の活躍推進佐賀県会議」会員登録数	28事業所 (H30年度)	43事業所
(2)農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進	家族経営協定の締結数	167件 (H31.3月末)	197件
(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	放課後児童クラブの利用が必要だが利用できない児童数	50人 (R1.5月現在)	0人
基本目標4 男女間の暴力のない社会づくり			
(1)男女間のあらゆる暴力の根絶	DV 防止啓発セミナーなどの参加者数	48人 (H30年度)	80人

※1 P.51 ※2 参照